

委員会が交付する文書（第十三条第二項において「投票用紙等」という。）を国外における住所以外の場所（当該在外投票人名簿登録申請者に係る旅券法施行規則（令和四年外務省令第十号）第十五条の規定により提出された同規則別記第十二号様式による在留届（同条の規定により送信された同号様式に記載すべき事項に相当する情報を含む。以下単に「在留届」という。）に「在留地の緊急連絡先」として記載又は記録されている場所（第十二条第二項第二号及び第十四条第三項第二号において「在留地の緊急連絡先」という。）に限る。以下この章において「住所以外の送付先」という。）において受け取ろうとする場合においては、在外投票人名簿登録申請書に当該住所以外の送付先を記載することができる。

（同居家族等を通じて行う旅券等の提示）

第七条 令第十五条第一項に規定する総務省令で定める者は、在外投票人名簿登録申請者に係る在留届に「氏名」又は「同居家族」として記載又は記録されている者で、当該在外投票人名簿登録申請者以外の者（日本国籍を有する者）に限る。次項において「同居家族等」という。とする。

2 在外投票人名簿登録申請者が、令第十五条第一項の規定により同居家族等を通じて旅券（旅券を紛失し、又は焼失したことその他の特別の事情により旅券を所持していない場合にあっては、当該在外投票人名簿登録申請者の資格又は地位を証明する書類であつて次条に定めるもの。次項において「旅券等」という。）を提示しようとする場合においては、当該在外投票人名簿登録申請者が署名をした別記第十号様式による申出書を領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）（法第三十六条第二項に規定する総務省令・外務省令で定める地域にあっては、同項に規定する総務省令・外務省令で定める者。第九条を除き、以下この章において同じ。）に提出しなければならない。

3 前項の規定により在外投票人名簿登録申請者の旅券等を提示した者は、領事官に対して自らの旅券を提示しなければならない。

（在外投票人名簿の登録の申請のときに提示する書類）

第八条 令第十五条第一項第一号に規定する総務省令で定める書類は、在外投票人名簿登録申請者の資格又は地位を証明する書類であつて、次の各号に掲げるいずれかの書類とする。

一 日本国又は居住国の政府又は地方公共団体が交付した書類であつて、当該在外投票人名簿登録申請者の写真を貼り付けたるもの

二 在外投票人名簿登録申請者がやむを得ない理由により旅券又は前号に掲げる書類を提示することができない場合にあつては、イに掲げる書類のいずれか一のもの及びロに掲げる書類のいずれか一のもの。ただし、ロに掲げる書類の提示が困難な場合にあつては、イに掲げる書類のいずれか二のもの

イ 前号に定めるもののほか、日本国又は居住国の政府又は地方公共団体が交付した書類（健保組合、国民健康保険組合又は国家公務員共済組合その他の公共的機関（外国の公共的機関を除く。））が交付した被保険者証、組合員証、年金証書等を含む）

ロ 日本国又は居住国の政府又は地方公共団体以外の者が交付した書類であつて、当該在外投票人名簿登録申請者の写真を貼り付けてあるもの

3 前項の規定により在外投票人名簿の登録の申請のときに提示する書類の特例

国外に居住開始日（国外に住所を有したこととなつた日として法第三十六条第一項の規定による申請書に記載された日をいう。以下この条において同じ。）以前に到着した旨の旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十六条の規定による届出が当該居住開始日以前にされているとする。

（在外投票人名簿登録申請者の資格に関する意見書の様式）

第十一条 令第十五条第二項に規定する在外投票人名簿登録申請者の在外投票人名簿に登録される資格に関する意見書は、別記第十一号様式に準じて調製しなければならない。

（在外投票人名簿登録申請書提出後の変更の届出書の様式等）

第十二条 令第十六条第三項ただし書に規定する総務省令で定めるときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるときとする。

一 令第十六条第一項第二号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をする場合 住所を変更した旨の旅券法施行規則第十五条第二項の規定による届出がされているとき。

二 令第十六条第一項第三号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をする場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとき。

イ 氏名 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第六十六条、第七十四条、第七十六条第一項第三号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出が領事官にされているとき。

ロ 本籍 戸籍法第九十八条、第一百条、第一百八条又は第一百十条の規定による届出が領事官にされれているとき。

ハ 住所以外の送付先 在留地の緊急連絡先を変更する旨の旅券法施行規則第十五条第二項の規定による届出がされているとき。

（在外投票人証の記載事項等）

第十三条 令第二十一条第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、投票人の性別、在外投票人証の交付番号とする。

2 投票人が投票用紙等を住所以外の送付先において受け取ろうとする場合においては、令第二十条第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、前項に定める事項のほか、住所以外の送付先とする。

3 在外投票人証は、別記第十三号様式に準じて調製しなければならない。

（在外投票人証の記載事項の変更等）

第十四条 令第二十一条第二項の規定による在外投票人証の記載事項の変更の届出書は、次条第二項に規定する場合に用いるものを除き、別記第十四号様式に準じて作成しなければならない。

2 令第二十一条第三項に規定する総務省令で定める記載事項は、住所以外の送付先とする。

3 2 令第二十一条第三項に規定する総務省令で定める記載事項は、次に各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるときとする。

一 国外における住所 当該投票人が住所を変更した旨の旅券法施行規則第十五条第二項の届出がされているとき。

二 住所以外の送付先 当該投票人が在留地の緊急連絡先を変更する旨の旅券法施行規則第十五条第二項の届出がされているとき（住所以外の送付先を在外投票人証に新たに記載する場合に提出されているとき。）。

3 2 令第二十一条第四項に規定する総務省令で定める書類は、別記第十五号様式に準じて調製しなければならない。

(在外投票人証の再交付等)
第十五条 令第二十二条第一項第三号に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 令第二十一条第六項の規定により在外投票人証に記載事項の変更に係る事項の記載をする場合において、当該変更に係る事項の記載をすべき欄に、記載すべき余白がない場合

二 登録されている在外投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の名称の変更があつた場合
2 令第二十二条第一項の規定による在外投票人証の再交付の申請書(令第二十一条第二項の規定による在外投票人証の記載事項の変更の届出を令第二十二条第一項の規定による申請と併せて行う場合の届出書を含む)及び令第二十二条第二項において準用する令第二十一条第四項に規定する総務省令で定める書類は、別記第十六号様式に準じて作成しなければならない。

(帰国後の在外投票人の在外投票人証の再交付)

第十六条 在外投票人名簿に登録されている投票人で、国内の市町村において住民票が新たに作成されたものは、令第二十二条第一項各号のいずれかに該当する場合には、国内の住所を証するに足りる文書を添え、その登録されている在外投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に在外投票人証の再交付を申請することができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による在外投票人証の再交付の申請に基づき在外投票人証を再交付する場合においては、直接に、又は郵便等をもつて、同項の規定による申請をした者に、当該在外投票人証を交付しなければならない。この場合において、当該在外投票人証には、当該投票人が帰国している旨を記載するものとする。
3 第一項の規定による在外投票人証の再交付の申請書は、別記第十七号様式に準じて作成しなければならない。
(在外投票人証の返納)

第十七条 令第二十三条第一項に規定する総務省令で定める場合は、在外投票人証の交付を受けた者がその登録されている在外投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会から公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十条の六第四項に規定する在外選挙人証(以下「在外選挙人証」という。)の交付を受けた場合とする。

(在外投票人証等受渡簿の記載事項等)

第十八条 令第二十四条第一項に規定する領事官が在外投票人証等受渡簿に記載しなければならない総務省令で定める事項は、当該領事官を経由して在外投票人証を交付された者の性別、申請の時(法第三十四条第一項に規定する申請の時をいう。以下この項において同じ。)の国外における住所及びその登録されている在外投票人名簿の属する市町村の区別(当該市町村が在外投票人証を交付された者の最終住所地の市町村であるか申請の時におけるその者の本籍地の市町村であるかの区別をいう。第十九条第一項において同じ。)並びに当該領事官が在外投票人名簿登録申請書を受け付けた年月日その他在外投票人名簿の登録に係る事務処理の明細とする。
2 在外投票人証等受渡簿は、別記第十八号様式に準じて調製しなければならない。
(在外投票人名簿の記載事項の修正に関する通知すべき事項)

第十九条 令第二十九条第二項に規定する総務省令で定める事項は、在外投票人名簿に登録されている者の氏名、生年月日及び性別とする。
(在外投票人証交付記録簿の様式等)

第十九条 令第三十一条第一項の総務省令で定める事項は、在外投票人名簿に登録されている者の性別及びその登録されている在外投票人名簿の属する市町村の区別とする。

2 令第三十一条第一項に規定する在外投票人証交付記録簿は、別記第十九号様式に準じて調製しなければならない。

(在外投票人証交付記録簿の閲覧の申出)

第二十条 令第三十一条第二項の規定による在外投票人証交付記録簿の閲覧の申出は、旅券又は第八条第一項各号に掲げるいずれかの書類を提示して、文書でしなければならない。

2 前項の文書は、別記第二十号様式に準じて作成しなければならない。

3 令第三十一条第三項の規定により準用する公職選挙法第三十条の十四第二項で規定する総務省令で定める事項は、申出に係る投票人の氏名とする。

第三章 投票所における投票

(投票箱)
第二十一条 投票箱は、別記第二十一号様式に準じて調製しなければならない。

(仮投票用封筒の様式)

第二十二条 法第六十三条第四項及び第五項並びに令第五十二条第四項の規定による投票用封筒は、別記第二十二号様式に準じて調製しなければならない。

(投票録の様式)

第二十三条 投票録は、別記第二十三号様式に準じて調製しなければならない。

(期日前投票又は不在者投票)

第二十四条 法第六十条第一項第一号(法第六十一条第一項においてこれを引用する場合を含む。)の規定によって期日前投票又は不在者投票を行うことができる用務は、葬式の喪主等冠婚葬祭の主宰をする者、その者の親族その他社会通念上これらの方に類する地位にあると認められる者が当該冠婚葬祭において行うべき用務とする。

(期日前投票又は不在者投票を行うことができる地域)

第二十五条 法第六十条第一項第四号(法第六十一条第一項においてこれを引用する場合を含む。)の規定によって期日前投票又は不在者投票を行うことができる地域は、公職選挙法施行規則(昭和二十五年総理府令第十三号)別表第一に掲げる地域とする。

(期日前投票又は不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書の様式)

第二十六条 令第六十一条又は第六十六条の規定による宣誓書は、別記第二十四号様式に準じて作成しなければならない。

(国立保養所)
第二十七条 令第六十四条第一項に規定する厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)第一百四十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち総務省令で定めるものは、厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第六百四十九条の規定により置かれる国立保養所とする。

(令第六十四条第四項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式)
第二十八条 令第六十四条第四項及び第六十五条第二項において準用する第六十四条第四項の規定による請求書の様式は、別記第二十五号様式に準じて作成しなければならない。

(船員の不在者投票用紙等を交付する市町村)

第二十九条 令第六十五条第一項の規定によつて船員の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付する市町村は、公職選挙法施行規則別表第二に掲げる市町村とする。

(投票用封筒への記載)

第三十条 市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第六十七条第一項の規定により、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求した在外投票人名簿に登録されている投票人に投票用紙及び投票用封筒を交付し、又は発送しようとする場合においては、投票用封筒の表面に当該投票人の氏名を記載しなければならない。

(投票用封筒並びに不在者投票証明書及び証明書用封筒の様式)
第三十一条 令第六十七条第一項及び第六十八条第一項の規定による投票用封筒並びに第六十七条第一項の規定による不在者投票証明書及びこれを入れるべき封筒は、それぞれ別記第二十六号から第二十八号までの様式に準じて調製しなければならない。

(国民投票郵便等投票証明書の交付申請書の様式等)

第三十二条 令第七十四条第一項の規定による国民投票郵便等投票証明書の交付申請書は、別記第二十九号様式に準じて作成しなければならない。

2 前項の文書は、別記第二十号様式に準じて作成しなければならない。

- 2 令第七十四条第一項の規定による申請を令第七十五条第二項の規定による申請と併せて行う場合の国民投票郵便等投票証明書の交付申請書は、前項の規定にかかわらず、別記第三十号様式に準じて作成しなければならない。
- 3 令第七十四条第四項の規定による国民投票郵便等投票証明書は、別記第三十一号様式に準じて調製しなければならない。
- 4 令第七十三条第三号に規定する者の国民投票郵便等投票証明書の有効期間は、交付の日から国民投票の期日前四日に当たる日又は同号の被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日のいずれか早い日までの期間とする。
- (法第六十二条第三項に規定する投票人に該当する旨の記載に係る申請書の様式)
- 第三十三条** 令第七十五条第二項の規定による申請書は、別記第三十二号様式に準じて作成しなければならない。
- (郵便等による不在者投票における代理記載人となるべき者の届出書の様式等)
- 第三十四条** 令第七十六条第一項の規定による届出書は、別記第三十三号様式に準じて作成しなければならない。
- 2 令第七十六条第二項の規定による同意書及び宣誓書は、別記第三十四号様式に準じて作成しなければならない。
- 3 代理記載人(法第六十二条第三項の規定により投票に関する記載をする者又は公職選挙法第四十九条第三項の規定により投票に関する記載をする者をいう。以下この項において同じ。)となるべき者として国民投票郵便等投票証明書又は公職選挙法施行令第五十九条の三第一項に規定する郵便等投票証明書に記載されている者は、当該代理記載人となるべき者を届け出た投票人及び当該届出を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長に文書で通知することにより、代理記載人となるべき者たることを辞することができる。
- (郵便等による不在者投票における投票用封筒の様式)
- 第三十五条** 令第七十七条第一項の規定による請求書は、別記第三十五号様式に準じて作成しなければならない。
- (特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用封筒の様式)
- 第三十六条** 令第七十七条第三項の規定による投票用封筒は、別記第三十六号様式に準じて作成しなければならない。
- (特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式)
- 第三十七条** 令第八十二条第四項の規定による請求書は、別記第三十七号様式に準じて作成しなければならない。
- (特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用封筒の様式)
- 第三十八条** 令第八十二条第六項の規定による投票用封筒は、別記第三十八号様式に準じて調製しなければならない。
- (指定船舶等)
- 第三十九条** 法第六十二条第七項に規定する船舶安全法(昭和八年法律第十一号)にいう遠洋区域を航行区域とする船舶に準ずるものとして総務省令で定める船舶は、公職選挙法施行規則第十七条の二第一項各号に定めるものとする。
- 2 法第六十二条第七項に規定する指定船舶であつて指定船舶に準ずるものとして総務省令で定めるものは、公職選挙法施行規則第十七条の二第二項に定めるものとする。
- (指定船舶等)
- (指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票用封筒の様式等)
- 第四十条** 令第八十二条第二項の規定による請求書の様式は、別記第三十九号様式に準じて作成しなければならない。
- 2 令第八十二条の三第一項の規定による請求書の様式は、別記第三十九号様式の二に準じて作成しなければならない。
- 3 前二項の請求書には、次の各号に掲げる令第八十二条第二項の規定による申出又は令第八十二条第三項の規定による請求をする船員が乗船する船舶の区分に応じ、当該各号に定める書類

- を添付しなければならない。ただし、公職選挙法施行規則第十七条の二第一項第五号に定める船舶にあつては、この限りでない。
- 第四十一条** 令第八十二条第二項又は第八十二条の三第一項の規定による請求に基づいて交付する投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒は、それぞれ別記第四十号様式及び第四十一号様式に準じて調製しなければならない。
- 2 令第八十二条の三第三項に規定する確認書(次条第一項において「確認書」という。)は、別記第四十号様式の二に準じて調製しなければならない。
- (不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができない船員の不在者投票における確認書の受信等)
- 第四十二条** 令第八十二条の三第六項に規定する総務省令で定める方法は、電話その他の方法とする。
- (指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の保管箱及び保管用封筒の様式)
- 第四十三条** 令第八十二条第八項又は第八十二条の三第七項(令第八十二条の四第二項において読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。)の規定により送信された投票の受信に用いるべき用紙は、別記第四十四号様式に準じて調製しなければならない。
- (指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における受信用紙の様式等)
- 2 法第六十二条第七項に規定する総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第八十二条第八項又は第八十二条の三第七項の規定により送信された投票を受信したときは、当該投票を受信した前項の受信に用いるべき用紙の投票送信用紙の必要事項記載部分を受信すべき部分の余白に、当該投票を受信した日時を印字しなければならない。
- (指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票用封筒の様式)
- 第四十四条** 令第八十二条第十三項又は第八十二条の三第九項の規定による投票用封筒は、別記第四十五条に掲げる市町村とする。
- (南極投票人証の交付の申請等)
- 第四十五条** 法第六十二条第七項に規定する総務省令で指定する市町村は、公職選挙法施行規則別表第三に掲げる市町村とする。
- 第四十六条** 令第八十四条第一項の規定による南極投票人証の交付の申請は、当該投票人が法第六十一条第九項に規定する南極地域調査組織に属する投票人(南極地域調査組織に同行する投票人

で当該南極地域調査組織の長の管理の下に南極地域における活動を行うものを含む。」であることを証する書面（当該南極地域調査組織の南極調査期間（令第八十五条第一項に規定する南極調査期間をいう。以下同じ。）の記載があるものに限る。）を添え、文書でしなければならない。

前項の文書は、別記第四十六号様式に準じて作成しなければならない。

4 3 2 南極投票人証は、別記第四十七号様式に準じて調製しなければならない。

南極投票人証の有効期間は、交付の日から国民投票の期日又は第一項の書面に記載された当該南極地域調査組織の南極調査期間の満了の日のいずれか早い日までとする。

5 南極投票人証の交付を受けた者は、その登録されている投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長から公職選挙法施行令第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた場合には、直ちに当該南極投票人証を当該市町村の選挙管理委員会の委員長に返さなければならない。

（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書の様式）

第四十七条 令第八十五条第二項の規定による請求書の様式は、別記第四十八号様式に準じて作成しなければならない。

（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の様式）

第四十八条 令第八十五条第二項の規定による請求に基づいて交付する投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒は、それぞれ別記第四十九号様式及び第五十号様式に準じて調製しなければならない。

（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の保管箱及び保管用封筒の様式）

第四十九条 令第八十五条第三項において準用する令第八十二条第四項の規定による投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を入れる保管箱及び保管用封筒は、それぞれ別記第五十一号様式及び第五十二号様式に準じて調製しなければならない。

（南極調査員の不在者投票における受信用紙の様式等）

第五十条 令第八十五条第三項において準用する令第八十二条第八項の規定により送信された投票の受信に用いるべき用紙は、別記第五十三号様式に準じて調製しなければならない。

2 法第六十一条第九項に規定する総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第八十五条第三項において準用する令第八十二条第八項の規定により送信された投票を受信したときは、前項の受信に用いるべき用紙の投票送信用紙の必要事項記載部分を受信すべき部分の余白に、当該投票を受信した日時を印字しなければならない。

（南極調査員の不在者投票における投票用封筒の様式）

第五十一条 令第八十五条第三項において準用する令第八十二条第十三項の規定による投票用封筒は、別記第五十四号様式に準じて調製しなければならない。

（南極調査員の不在者投票における投票用封筒の様式）

第五十二条 令第六十一条第九項に規定する総務省令で指定する市町村は、公職選挙法施行規則第十七条の二の三に掲げる市町村とする。

（指定投票区について繰延投票が行われた場合の取扱い）

第五十三条 令第四十条第一項に規定する場合において、令第八十八条の規定によって指定投票区の投票管理者に送致された当該指定投票区に係る指定関係投票区に属する投票人がした法第六十条の規定による投票があるときは、当該指定投票区の投票管理者は、当該投票を直ちに市町村の選挙管理委員会の委員長に送致しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定により送致を受けた投票を当該投票区の投票管理者に当該投票区の投票所が閉じる時刻までに送致しなければならない。

3 前項の送致をすべき投票区について法第七十条の規定によって国民投票の期日が定められていないことその他の事由により同項の送致をすることができないと認める投票区がある場合においては、市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定により送致を受けた投票のうち当該投票

区に属する投票人がした法第六十一条の規定による投票を、当該投票区に係る指定投票区又は当該指定投票区に係る指定関係投票区の中から市町村の選挙管理委員会が指定する投票区の投票管理者に当該指定する投票区の投票所が閉じる時刻までに送致しなければならない。

4 前項の規定により送致を受けた投票区の投票管理者は、当該送致を受けた投票に係る令第九十条、第九十一条及び第九十三条に規定する投票管理者の事務を行わなければならない。

5 前各項に規定するもののほか、令第四十条第一項に規定する場合において必要な事項は、市町村の選挙管理委員会が定める。

（指定関係投票区について繰延投票が行われた場合の取扱い）

第五十四条 令第四十条第二項に規定する場合において、令第八十八条の規定によつて指定投票区の投票管理者に送致された法第七十一条第一項の規定により国民投票の期日が定められた指定関係投票区に属する投票人がした法第六十一条の規定による投票があるときは、当該指定投票区の投票管理者は、当該投票を直ちに市町村の選挙管理委員会の委員長に送致しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項の規定により送致を受けた投票を当該投票区の投票所が閉じる時刻までに送致しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、令第四十条第二項に規定する場合において必要な事項は、市町村の選挙管理委員会が定める。

（期日前投票所投票録及び不在者投票に関する調書の様式）

第五十五条 期日前投票所投票録及び不在者投票に関する調書は、それぞれ別記第五十五号様式及び第五十六号様式に準じて調製しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項の規定により送致を受けた投票を当該投票区の投票所が閉じる時刻までに送致しなければならない。

3 前二項に規定するものほか、令第四十条第二項に規定する場合において必要な事項は、市町村の選挙管理委員会が定める。

（在外投票用封筒の記載）

第五十六条 法第六十二条第一項第一号の規定により投票をしようとする投票人は、令第九十四条第三項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた場合（次項及び第三項の規定が適用される場合を除く。）においては、投票用封筒の表面に当該投票人の氏名及び在外投票人証の交付番号（当該投票人が在外選挙人証の交付を受けている場合にあつては、在外選挙人証の交付番号。以下この条において同じ。）を記載しなければならない。

2 在外公館の長は、令第九十四条第三項の規定により、同条第四項に規定する点字投票の投票用紙及び投票用封筒を交付しようとする場合においては、投票用封筒の表面に当該投票用紙及び投票用封筒の交付を請求した投票人の在外投票人証の交付番号及び登録されている在外投票人名簿の属する市町村名を記載しなければならない。

3 令第九十五条第三項又は第四項の規定により投票用紙に賛成の文字又は反対の文字を用んでおり投票用封筒を交付しようとする場合においては、投票用封筒の表面に当該投票用紙及び投票用封筒の記載した者は、投票用封筒の表面に投票人の在外投票人証の交付番号及び登録されている在外投票人名簿の属する市町村名を記載しなければならない。

4 在外公館の長は、令第九十五条第三項又は第四項の規定により投票を受け取った場合においては、投票用封筒の裏面に代理投票である旨の記載をしなければならない。

5 市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第一百一条第二項の規定により投票用紙及び投票用封筒を発送しようとする場合においては、投票用封筒の表面に当該投票用紙及び投票用封筒の交付を請求した投票人の氏名及び在外投票人証の交付番号を記載しなければならない。

（在外投票用封筒の様式）

第五十七条 令第九十四条第一項の規定による投票用封筒は、別記第五十七号様式に準じて調製しなければならない。

2 令第一百一条第一項の規定による投票用封筒は、別記第五十八号様式に準じて調製しなければならない。

（投票用紙等請求書の様式）

第五十八条 令第九十四条第一項及び第一百一条第一項の規定による請求書の様式は、別記第五十九号様式に準じて作成しなければならない。

（投票用紙等請求書の様式）

第五十九条 令第九十四条第一項及び第一百一条第一項の規定による請求書の様式は、別記第五十九号様式に準じて作成しなければならない。

(在外公館等における在外投票をしようとする場合に提示する書類)

第五十九条 令第九十六条第二号に規定する総務省令で定める書類は、法第六十二条第一項第一号の規定により投票をしようとする者の資格又は地位を証明する書類であつて、第八条第一項第一号に掲げる書類(同号に掲げる書類の提示が困難であると認められる場合にあつては、同項第二号のイに掲げる書類)とする。

2 法第六十二条第一項第一号の規定により投票をしようとする者が旅券又は前項に掲げる書類を提示することが困難であると認められる特別の事情がある場合においては、在外公館の長は前項に定める書類に代えて当該投票をしようとする者の資格又は地位を証明する資料として適当と認めるものの提示又は提出を求めることができる。

(在外公館等における在外投票の送付用封筒の様式)

第六十条 令第九十八条第一項に規定する他の適当な封筒は、別記第六十号様式に準じて作成しなければならない。

(在外公館等における在外投票に関する調書の様式)

第六十一条 令第九十九条第二項に規定する在外公館等における在外投票に関する調書は、別記第六十号様式に準じて調製しなければならない。

(投票用紙及び投票用封筒の返還があつた旨の投票用封筒の記載)

第六十二条 在外公館の長は、令第三百三条第一項の規定により読み替えて適用される令第九十二条第二項又は令第一百四条第二項の規定により投票人から投票用紙及び投票用封筒の返還を受け、令

第九十四条第三項の規定により当該投票人に對して投票用紙及び投票用封筒を交付しようとする場合においては、交付しようとする投票用封筒の裏面に投票用紙及び投票用封筒の返還があつた旨の記載をしなければならない。

(在外投票に関する調書の様式)

第六十三条 令第六百六条第二項に規定する在外投票に関する調書は、別記第六十二号様式に準じて調製しなければならない。

(在外投票人の不在者投票に関する調書の様式)

第六十四条 令第八十九条第四項に規定する在外投票人の不在者投票に関する調書は、別記第六十号様式に準じて調製しなければならない。

(指定在外投票区等における投票録の様式)

第六十五条 法第三十四条第二項に規定する指定在外投票区における投票録は、第二十三条の規定にかかわらず、別記第六十四号様式その一に準じて調製しなければならない。

2 法第六十二条第三項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定した共通投票所における投票録は、第二十三条の規定にかかわらず、別記第六十四号様式その二に準じて調製しなければならない。

3 法第六十二条第四項の規定により読み替えて適用される法第六十条第一項の規定により市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所における投票録は、第五十五条の規定にかかわらず、別記第六十四号様式その三に準じて調製しなければならない。

第六章 開票並びに国民投票会及び国民投票分会

(立会人となるべき者の届出書及び承諾書の様式)

第六十六条 開票立会人、国民投票会立会人及び国民投票分会立会人となるべき者の届出書及び承諾書は、それぞれ別記第六十五号様式及び第六十六号様式に準じて作成しなければならない。

(開票録及び国民投票録の様式)

第六十七条 開票録及び国民投票録は、それぞれ別記第六十七号様式及び第六十八号様式に準じて調製しなければならない。

この省令は、平成二十二年五月十八日から施行する。

附 則
(平成二五年五月三一日総務省令第六三号)

この省令は、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第二十一号)の施行の日(平成二十五年六月三十日)から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日総務省令第一九号)
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和二年一月六日総務省令第一〇一号)
この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行の日(令和二年十二月一日)から施行する。

附 則 (令和二年二月二八日総務省令第一三〇号)
この省令は、令和三年一月一日から施行する。

附 則 (令和三年九月一七日総務省令第九五号)
この省令は、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (令和五年三月二十四日総務省令第一九号)
(施行期日)
1 この省令は、旅券法の一部を改正する法律の施行の日(令和五年三月二十七日)から施行する。

2 この省令による改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の規定は、この省令の施行の日以後に登録基準日(日本国憲法の改正手続に関する法律第二十二条第一項第一号に規定する登録基準日)をいう。以下この項において同じ。)がある国民投票(同法第一条に規定する国民投票をいう。以下この項において同じ。)について適用し、この省令の施行の日前に登録基準日がある国民投票については、なお従前の例による。

附 則 (令和五年三月二十四日総務省令第一九号)
(施行期日)
1 この省令は、旅券法の一部を改正する法律の施行の日(令和五年三月二十七日)から施行する。

2 この省令による改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の規定は、この省令の施行の日以後に登録基準日(日本国憲法の改正手続に関する法律第二十二条第一項第一号に規定する登録基準日)をいう。以下この項において同じ。)がある国民投票(同法第一条に規定する国民投票をいう。以下この項において同じ。)について適用し、この省令の施行の日前に登録基準日がある国民投票については、なお従前の例による。

3 この省令の施行の日(令和五年三月二十七日)より作成された申出書並びに別記第十六号様式の規定により作成された申出書並びに別記第十号様式の規定により作成された申出書並びに別記第十号様式の規定により作成された申出書並びに別記第十六号様式の規定により作成された申出書並びに別記第五号様式の規定により作成された在外選挙人証再交付申請書及び領事官の付す書類並びに第二条の規定による改正前の日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則別記第十号様式の規定により作成された在外投票人証再交付申請書及び領事官の付す書類がある場合には、第一条の規定による改正後の在外選挙執行規則別記第五号様式の二及び別記第九号様式の規定並びに第二条の規定による改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則別記第十号様式及び別記第十六号様式の規定にかかわらず、これらの中出書等を使用することを妨げない。

司議場」印を捺す（会員へは書の捺す）（附：投票證）（附：投票證印）（附：投票證印）

その一

住 所	姓	名	生 年 月 日	性 別
登録 年 月 日	住民票作成日	年 月 日	投票区	
摘要（消） （要の年月日）				

市議會印
選舉委員會印

備考

- 法第26条の規定により記載の修正又は訂正をしたときは、「備考」欄にその旨及び修正又は訂正の年月日を記載しなければならない。
- 「備考」欄には、それぞれの該當者について、法第26条の該当事項を記載しなければならない。
- 「備用」欄には、それぞれの該當者について、法第26条の該当事項を記載しなければならない。
- 法第26条の規定により投票人名簿登録證明書を交付したときは令第76条第4項の規定により国民投票権等投票証明書を交付したとき若しくは令第56条第4項の規定による記載をしたときは「備考」欄にその旨及び交付（記載）年月日を、令第84条第2項の規定により投票人証を交付したときは「備考」欄にその旨及び交付（記載）年月日及び有効期間を記載しなければならない。
- 投票人が公選挙法施行令（昭和25年政令第59号）第18条に規定する選舉人名簿登録證明書の交付を受けている場合はある場合又は同令第56条の3第1項に規定する投票人証の交付を受けている場合はある場合若しくは同令第56条の3の2第1項の規定による記載を受けている場合は「備考」欄にその旨を、同令第56条の7第1項に規定する南極選舉人証の交付を受けている場合は「備考」欄にその旨及び有効期間を記載しなければならない。
- 選舉管理委員会の印は、刷込み式にしても差し支えない。

5 選舉管理委員会の印は、刷込み式にしては差し支えない。

その二

住 所	姓	名	生 年 月 日	性 別	登録作成日	投票年月日	投票年月日	投票區	備考
					市議會印		市議會印		

備考

- 法第26条の規定により記載の修正又は訂正をしたときは、「備考」欄にその旨及び修正又は訂正の年月日を記載しなければならない。
- 「備用」欄には、それぞれの該當者について、法第26条の該当事項を記載しなければならない。
- 「備考」欄に規定により投票人名簿登録證明書を交付したときは令第76条第4項の規定により国民投票権等投票証明書を交付したとき若しくは令第56条第4項の規定による記載をしたときは「備考」欄にその旨及び交付（記載）年月日を、令第84条第2項の規定により投票人証を交付したときは「備考」欄にその旨及び交付（記載）年月日及び有効期間を記載しなければならない。
- 投票人が公選挙法施行令（昭和25年政令第59号）第18条に規定する選舉人名簿登録證明書の交付を受けている場合はある場合若しくは同令第56条の3第1項に規定する投票人証の交付を受けている場合は「備考」欄にその旨を、同令第56条の7第1項に規定する南極選舉人証の交付を受けている場合は「備考」欄にその旨及び有効期間を記載しなければならない。
- 選舉管理委員会の印は、刷込み式にしても差し支えない。

別記第一号様式（投票人名簿の抄本等の様式）（第一条関係）

住 所 民 族 名 生 年 月 日 性 别 健 康 状 况

法第28条の規定により投票人名簿の記載の訂正等をしたとき又は法第29条の規定により投票人名簿から抹消をしたときは、

- 3 第9条第2項の規定により投票人名簿登録證明書を交付したとき又は令第76第4項の規定による記載をしたときは「選舉」欄にその旨、交付年月日及び有効期間を記載しなければならない。

4 投票人が公表選舉法施行令（昭和25年法律第89号）第56条に規定する選舉名簿登録證明書の交付を受けている場合である場合は同令第6条の第1項、選舉名簿登録證明書の交付を受けている場合は令第6条の第2・4項及び同令第3条の第1項に規定する選舉名簿に於ては「選舉者」欄にその旨記載し、同令第76第4項の規定による記載を受ける場合は「選舉」欄にその旨及び有効期間を記載しなければならない。

5 投票券の表紙には、次のとおり記載しなければならない。ただし、カード式の投票券を用いる場合には、この限りでない。

5 抄本の巻末には、次のとおり記載しなければならない。ただし、カード式の抄本を用いる場合には、この限りでない。この投票人名簿の抄本は、 年 月 日執行の国民投票における投票人名簿に基づいて調製したものである。

選挙区	投票本	抄送本	複数現状
（選挙典）都（市）区（町）村（市）	人名簿	投票票	年月日

別記第三号様式(投票人名簿登録証明書交付申請書の様式)(第二条関係)

投票人名簿登録証明書交付申請書

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第10条の規定により投票人名簿登録証明書の交付を受けたいので、必要書類を添え申請します。

投票人名簿に記載されている住所

生年月日

何年何月何日

氏 名

都(道府県)郡(市)(区)町(村)選挙管理委員会委員長 氏 名あて

添付書類

船員手帳(船員である旨の証明書)(実習生については、法第61条第7項に規定する船員手帳に準ずる文書)

備考

1 氏名欄の氏名は、必ず自分で書くこと。

2 船員である旨の証明書の証明者は、船舶所有者(船員法(昭和22年法律第100号)第5条の規定により船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。)又は船長(それらの代理人を含む。)とする。

別記第四号様式(投票人名簿登録証明書の様式)(第二条関係)

投票人名簿登録証明書

投票人名簿に記載
されている住所
氏 名

上記の者は、投票人名簿に登録されていることを証明する。

何年何月何日交付

都(道府県)郡(市)(区)何町(村)

選挙管理委員会委員長 氏 名

憲法改正 案の種類	投 票 期 日	令第67条又は 第68条の規定 による投票用 紙の交付	令第82条、第82条の3又は 第82条の4の規定による投 票送信用紙の交付		不 在 者 投票用紙の返 還	投票送信用 紙の返還	通 常 の 投票
			船長に対する 交付	船員に対する 交付			
	何 年 何 月 何 日	何都(道府県) 何郡(市)(区) 何町(村)交付	何都(道府県) 何郡(市)(区) 何町(村)交付	委領	受領	□ 選挙管理 委員会 委員長印	交付

備考 船員でなくなった場合及びその証明書の交付を受けた市町村の選挙管理委員会から選挙人名簿登録証明書の交付を受けた場合には、この証明書を直ちに交付を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長に返さなければならない。

備考

1 用紙はなるべく上質の厚紙用を用いなければならない。

2 令第47条第2項の規定により記入する場合には、「通常の投票」欄に「交付」と記入するものとする。

3 令第67条又は第68条の規定により記入する場合には、「令第67条又は第68条の規定による投票用紙の交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。

4 令第82条第4項の規定により記入する場合には、「船長に対する交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。

5 令第82条の3第3項の規定により記入する場合には、「船員に対する交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。

6 令第82条第15項の規定又は令第82条の3第13項の規定により記入する場合には、「投票送信用紙の返還」欄に「受領」と記入するとともに、当該選挙管理委員会委員長の印を押さなければならぬ。

7 南極調査員について

(1) 令第47条第3項の規定により記入する場合には、「通常の投票」欄に「交付」と記入するものとする。

(2) 令第82条第3項において準用する令第82条第4項の規定により記入する場合には、「船長に対する交付」欄に「隊長への交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。

(3) 令第85条第3項において準用する令第82条第15項の規定により記入する場合には、「投票送信用紙の返還」欄に「受領」と記入するとともに、当該選挙管理委員会委員長の印を押さなければならぬ。

別記第五号様式（投票人名簿の抄本の閲覧の申出書の様式）（第三条関係）

投票人名簿の抄本の閲覧の申出書の様式
(第一条関係)

年 月 日

(印)

投票人名簿抄本閲覧申出書

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長殿

申出者 氏名
住所
(電話番号)

下記のとおり、5に記載する者が投票人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするため、投票人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	登録の確認					
2 閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。)					
3 閲覧者の氏名及び住所	申出者と同じ					
4 閲覧事項の管理の方法	(管理体制や発表の時期、方法等について具体的に記載すること。)					
5 閲覧対象者	(閲覧対象者の氏名、住所を記載するとともに、当該者と申出者との関係について、〔本人〕〔同居の者〕〔その他〕の別を記載すること。)					
備考						

備考 この様式は、法第29条の2第1項の規定により、投票人が、特定の者が投票人名簿に登録されたであるかどうかの確認をするために投票人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。

別記第六号様式（在外投票人名簿等の様式）（第四条関係）

投票人名簿の抄本の閲覧の申出書の様式
(第二条関係)

最終住所又は本籍	氏名	生年月日	性別
最終住所 籍	登録年月日	届出年月日	(署名等)
年月日	届出年月日	年月日	
理由 消 (その年月日)	在外投票人証の交付 文書番号	年月日	
本籍	投票・再交付 文書番号	年月日	
備考	投票・再交付 文書番号	年月日	
市(区)(町)(村) 選挙管理委員会印			

備考
 1 「最終住所又は本籍」欄は、当該投票人が最終住所地登録の場合「最終住所」又、本籍地登録の場合「本籍」を○で用ひ、最終住所又は本籍を記載しなければならない。
 2 「住所」欄には、そぞろの該当事者について、法第29条の2第1項の該当事項を記載しなければならない。
 3 「在外投票人証の交付」欄は、令第22号第6項又は第22号第6項又は第22号第3項又は規則第16条第2項の規定により在外投票人証を交付した場合は「交付」又、令第22号第3項又は規則第16条第2項の規定により在外投票人証を交付した場合は「再交付」を○で用ひ、届出年月日及び届出番又は申請番を届由

別記録七印様式（在外投票人名簿の原本等の様式）（第四条関係）

した領事官（現行第1644第2項の規定により交付した場合は、「領事」とする。）を記載しなければならない。

また、令第225号第3項又は現行第1644第2項の規定により在外投票人証名押付件の交付番号を変更し、当該再交付の在外投票人証名押付件の交付番号記載しなければならない。

投票人が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第99条の6第3項に規定する在外選舉人証の交付を受けている場合は、「備考」欄にその旨を記載しなければならない。

「本籍」欄は、現在の本籍（本籍があつた場合は、本籍後の本籍）を記載しなければならない。

法第41条の規定に基づき記載の修正又は訂正をした場合は、「備考」欄にその旨及び修正又は訂正の年月日を記載しなければならない。

7 選舉管理委員会の印は、刷込み式にしても差し支えない。

三「印紙七印記録式（在外投票人名簿の原本等の様式）（領事水印版）」(M1)1982年6月11日施行

姓	名	性別	年月日	備考

備考

1 「最終住所」欄は、最終住所地登録の場合に限り最終住所を記載し、本籍地登録の場合には「本籍地登録」と記載しなければならない。

2 法第41条の規定により在外投票人名簿に記載の訂正をした場合は又は法第42条の規定により在外投票人名簿から抹消した場合は、「備考」欄にその旨及び年月日を記載しなければならない。

3 役本の差替には、次のとおり記載しなければならない。ただし、カード式の抄本を用いる場合には、この限りでない。

在外投票人名簿の抄本	開票現年月日
都（道府県）都（市）区（町）村（市）投票区 郵（送付）都（市）区（町）村（市）投票区	年月日

4 役本の差替には、次のとおり記載しなければならない。ただし、カード式の抄本を用いる場合には、この限りでない。

この在外投票人名簿の抄本は、 年 月 日執行の国民投票における在外投票人名簿に差替して開票したものである。

都（道府県）都（市）区（町）村（市）選舉管理委員会委員長 氏 名

別記第八号様式（在外投票人名簿の抄本の閲覧の申出書の様式）（第五条関係）

別紙第八号様式（在外投票人名簿の抄本の閲覧の申出書の様式）
（第五条関係）

別記第九号様式（在外投票人名簿登録申請書の様式）（第六条関係）

在外投票人名簿抄本閱覽申出書

年 月 日

何市（区）（町）（村）選挙管理委員会委員長 殿

申出者 氏名
住所
(電話番号)

下記のとおり、5に記載する者が在外投票人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするため、在外投票人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	登録の確認
2 閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。)
3 閲覧者の氏名及び住所	申出者と同じ
4 閲覧事項の管理の方法	(管理体制や施策の時期、方法等について具体的に記載すること。)
5 閲覧対象者	(閲覧対象者の氏名、住所を記載とともに、当該者と申出者との関係について、〔本人〕〔同居の者〕〔その他〕の別を記載すること。)
備 考	

備考 この様式は、法第42条の2において準用する法第29条の第2項の規定により、投票人が、特定の者が在外投票人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするために在外投票人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。

別紙第6号(郵便記入用紙)(株式会社個人営業の登録)(第4号添付表)									
在外投扱人名簿登録申請書									
フリガナ	姓	名	生年月日	性別					
氏名	姓	名	年	月	日	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女		
署名(必ず捺印)									
本籍									
<p>(外埠住所) (郵便番号) <small>(必ず記入)</small></p> <p>住所以外の送せ手が在留届の緊急連絡先> <small>(この欄に記入する場合は、郵便局により郵便入金専用封筒内に記入して郵便局へ提出する旨を記入する旨を記入して下さい。)</small></p>									
<p>Address</p> <p>Address</p> <p>上記用「住所以」欄及び、「国外所外の送付在留届」欄は、運輸省通関委員会より郵便物を送付せる際にそのままで記入して下さい。</p> <p>また、<u>荷役者</u>の上に記入して下さい。</p> <p>（カタカナ表記） 所 在 國 省 郡 町 町</p>									
登録申請官の名前 (登録申請官の名前)	<p>左の箇所に登録の管轄区域内に生年月日</p> <p>左の箇所に登録の管轄区域内に生年月日</p>								
最終住所地から提出した年月日 (外埠への出張日等)	年	月	日	年	月	日	年	月	日
<p>左の箇所に提出する住民基本台帳 の提出用印(郵便局への住民登録用印) を行った</p>									

日本で住所に記載されてい た最終住所	日本で住所に記載されてい た最終住所における法律第6条の規定により、必要書類を添え、在外投票人名簿の登録を申請します。	
日本国憲法の改正手続に関する法律第6条の規定により、必要書類を添え、在外投票人名簿の登録を申請します。何年何月何日		
郵便番号、都(市)区(町)村(字)	選舉管理委員会委員長	あて
注 意 1 「氏名」欄には、戸籍等に記載された氏名を正確に書いてください。 2 「署名」欄は、必ず自分で書いてください。 3 「姓別」欄は、いすゞみかの該当する□にレーベンをしてください。 4 「住所(外國表記)」欄及び「住所(内國表記)」欄は、当該地域内の選舉管轄において社業用いられてる外國語文字で書いてください。(例:「國名」「地名」「地城」においては漢字で書いてください)。 5 「住所(外國表記)」欄の属する行政区或名をカタカナ(漢字表記が一般的な国・地域においては漢字)で書き、該当する□にレーベンしてください。 6 「投票用紙は、住所以外の送付先」欄に記載のある場合は、当該「住所以外の送付先」に送付されます。「住所以外の送付先」欄に記載がない場合は、住所に送付されます。 7 申録後、おいて投票用紙等の送付先を変更する場合は、住所を管轄する在外公館まで届ける必要があります。 8 「選出事務官の名前(申請先)」欄は、この選出書を提出する選出事務官の名前を書き、該当する□にレーベンしてください。 9 「最終住所地から転出した年月日(第1回)」欄は、転出した年月日を書いてください。 10 「左の欄に係る住民基本台帳上に届出済みの住所(何年何月第)」欄は、住民基本台帳法第2条に基づき転出者に義務づけられる箇所に記載されている住所を記入して下さい。なお、当該届出を行っていない場合は、 11 「日本で最終住所地に記載された年月日(第1回)」欄は、平成6年(1994年)5月1日以後において日本国内で住民登録され、記載された事由で最も早く必要な方であります。なお、平成8年4月30日以前に最終住所地から転出された方、本籍地に記載され		

12 中附の規定による選舉管理委員会委員長は、次のとおりです。	
(1) 平成6年1月1日以降に転された方 最終住所地の選舉管理委員会委員長	
(2) 平成6年1月30日以前に転された方 本籍地の選舉管理委員会委員長	

別記第十号様式(申出書の様式)(第七条関係)

年 月 日	
在外投票人名簿登録申請者氏名 _____ 署名 _____	
<p>私は、日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第15条第1項及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則第7条の規定に基づき、次の同居家族等を通じて、旅券(旅券を紛失し、又は焼失したことその他の特別の事情により旅券を所持していない場合にあっては、当該在外投票人名簿登録申請者の資格又は地位を証明する書類)を提示したく、申し出ます。</p> <p>同居家族等の氏名 _____</p>	
<p>注意</p> <p>1 「同居家族等」に該当する者は、登録申請者に係る在留届の「氏名」欄又は「同居家族」欄に記載されている者です。 2 登録申請者の署名欄は、必ず登録申請者が自分で書いてください。</p>	

別記第十一号様式（在外投票人名簿登録申請者の資格に関する意見書の様式）（第十一条関係）	
申請者氏名	申 請 先 紙 (選舉地) 郡 (市) (区) 号 (村) 選舉管理委員会委員長 領事官 在河日本國大使 (河出席駐在官事務所) 郵便番号 (省略)
何年何月何日	
<p>1 中請者の本人確認 本人であることを、□ 確認された。□ 確認できなかった 判断の基礎となるた申請者の資格又は地位を証明する書類 □ 日本国税務署 □ その他</p>	
<p>2 同居家族等を置いた就労等の場所についての確認 〔左の年月日： 年 月 日〕 同居家族等を置いた掲示の場合は、 ① 提示した者も同居家族等であることが、申請者に係る在留届により、 □ 確認された。□ 確認できなかった ② 提示した者の委任を受けていることが、申出書により、 □ 確認された。□ 確認できなかった ③ 提示した者が委任を受けた本人であることが、日本国税務署により、 □ 確認された。□ 確認できなかった</p>	
<p>3 住所以外の送付先についての確認 〔住所以外の送付先〕欄に記載のある場合 □ 確認された。□ 確認できなかった 〔左の年月日： 年 月 日〕</p>	

別記第十一号様式（在外投票人名簿登録申請事項等変更届出書の様式）（第十一條関係）

4

令第6号第1項第2号又は第3号に規定する場合に該当する旨の届出があった場合
(例)領事館の管轄区域で在留した、婚姻等によって氏名が変更となった旨の届出があった場合
当該届出の内容が事実であることが、証明された。確認できなかった。

判斷の基礎となった文書

在留票

養子縁組の届出（民法第104条の届出）

養子縁組の届出（民法第104条の届出）

被相続人の届出（民法第74条の届出）

生年配偶者の届出（民法第96条の届出）

入籍の届出（民法第95条の届出）

分離の届出（民法第100条の届出）

氏名変更の届出（民法第107条又は前17条の2の届出）

転籍の届出（民法第109条の届出）

就学の届出（民法第110条の届出）

その他（ ）

- 5 その他上記1から4までを確認するに当つて判明した、申請者に係る特殊事項
- （判明した事項及びその判断の基礎となつた文書、
）

□印押捺印（提出者個人の捺印又は提出機関の捺印の場合は、提出者個人の捺印）		（提出者個人の捺印又は提出機関の捺印の場合は、提出者個人の捺印）											
日本選舉法の改正手続に関する法律施行令第16条第1項の規定により、在外投票人名簿の登録の申請に關し、下記のとおり届け出ます。		向井町月何日											
選舉管理委員会委員長 あて													
フリガナ	名	姓	別										
氏名		年 月 日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女										
署名 (必ず自署)													
本籍													
届け出る事項の生じた年月日	年 月 日												
届け出る事項													
□ a 日本国へ失ったため、在外投票人名簿の登録の申請を取り下げます。													
□ b 住所、氏名その他の事項を変更がありました。なお、変更があった事項は以下のとおりです。													
<table border="1"> <tr> <td>新住所</td> <td>Name</td> </tr> <tr> <td>（選舉管理委員会の外國選舉用紙等を差しする際に、そのままで正しくて使用しませうとの、國名の上には、氏名に體内に書きたい場合は、氏名を忘れずに書いてください。）</td> <td>Address</td> </tr> <tr> <td>新住所</td> <td>□ 郡</td> </tr> <tr> <td>新住所</td> <td>□ 県</td> </tr> <tr> <td>新住所</td> <td>□ 市</td> </tr> </table>				新住所	Name	（選舉管理委員会の外國選舉用紙等を差しする際に、そのままで正しくて使用しませうとの、國名の上には、氏名に體内に書きたい場合は、氏名を忘れずに書いてください。）	Address	新住所	□ 郡	新住所	□ 県	新住所	□ 市
新住所	Name												
（選舉管理委員会の外國選舉用紙等を差しする際に、そのままで正しくて使用しませうとの、國名の上には、氏名に體内に書きたい場合は、氏名を忘れずに書いてください。）	Address												
新住所	□ 郡												
新住所	□ 県												
新住所	□ 市												

<input type="checkbox"/> フリガナ		<input type="checkbox"/> 本籍	
□ 旧氏名	姓	□ 住所以外の送付先	□ その他
日本籍			
<p>注 1 「氏名」欄には、「新規等で記載された氏名（氏名を変更した場合は新氏名）を正確に書いてください。</p> <p>2 「署名欄」に「署名」欄に記載する場合は、<input type="checkbox"/>にレをつけてください。</p> <p>3 「届け出る事項」欄に「届け出た場合は、要更があった事項について該当する□にレをつけてください。</p> <p>4 「届け出る事項」欄に「届け出た場合は、要更があった事項について該当する□にレをつけてください。</p> <p>5 「新規等で記載された氏名（氏名を変更した場合は新氏名）を正確に書いてください。</p> <p>6 在留届の緊急連絡先においては英語（漢字表記が一般的な国・地域においては漢字）で書いてください。 例：新住所（イタリア）欄は、「イタリアの属する行政区域名をカナカナ（漢字表記が一般的な国・地域においては漢字）で書いてください。例：新住所（イタリア）」欄は、「イタリアの属する行政区域名をカナカナ（漢字表記が一般的な国・地域においては漢字）で書いてください。</p> <p>7 在留届用紙等の送付先欄に在留届の緊急連絡先を変更する場合は、「住所以外の送付先」欄の「新たな住所以外の送付先」欄に記載のものにレをつけて、「新たな住所以外の送付先」欄に記載して下さい。</p> <p>8 在留届用紙等の送付先欄に在留届の緊急連絡先を変更する場合は、「住所以外の送付先」欄の「新たな住所以外の送付先」欄に記載のものにレをつけて、「新たな住所以外の送付先」欄に記載して下さい。</p> <p>9 在留届用紙等の送付先欄に在留届の緊急連絡先を変更する場合は、「住所以外の送付先」欄の「新たな住所以外の送付先」欄に記載のものにレをつけて、「新たな住所以外の送付先」欄に記載して下さい。</p> <p>10 在留届用紙等の送付先欄に在留届の緊急連絡先を変更する場合は、「住所以外の送付先」欄の「新たな住所以外の送付先」欄に記載のものにレをつけて、「新たな住所以外の送付先」欄に記載して下さい。</p>			

国語文字で書いてください。ただし、国名については英語（漢字表記が一般的な国・地域においては漢字）で書いてください。
 例：新住所（イタリア）欄は、「イタリアの属する行政区域名をカナカナ（漢字表記が一般的な国・地域においては漢字）で書いてください。例：新住所（イタリア）」欄は、「イタリアの属する行政区域名をカナカナ（漢字表記が一般的な国・地域においては漢字）で書いてください。

7 在留届用紙等の送付先欄に在留届の緊急連絡先を変更する場合は、「住所以外の送付先」欄の「新たな住所以外の送付先」欄に記載のものにレをつけて、「新たな住所以外の送付先」欄に記載して下さい。

8 在留届用紙等の送付先欄に在留届の緊急連絡先を変更する場合は、「住所以外の送付先」欄の「新たな住所以外の送付先」欄に記載のものにレをつけて、「新たな住所以外の送付先」欄に記載して下さい。

9 在留届用紙等の送付先欄に在留届の緊急連絡先を変更する場合は、「住所以外の送付先」欄の「新たな住所以外の送付先」欄に記載のものにレをつけて、「新たな住所以外の送付先」欄に記載して下さい。

10 在留届用紙等の送付先欄に在留届の緊急連絡先を変更する場合は、「住所以外の送付先」欄の「新たな住所以外の送付先」欄に記載のものにレをつけて、「新たな住所以外の送付先」欄に記載して下さい。

別記第十三号様式（在外投票人証の様式）（第十三条関係）

表

交付番号 在外投票人証	
氏名	年月日
性別	男・女
登録	年月日
住所 住所以外の送付先 (在留届の緊急連絡先)	
上記の者は、在外投票人名簿に登録されていることを証明する。 都(道府県)郡(市)(区)町(村) 選挙管理委員会委員長 氏名	

裏

憲法改正案の種類	投票用紙等を交付した年月日	投票用紙等を交付した在外公館等
都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村)	選挙管理委員会の住所 (〒)	都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村)字何(町)何番地 (電話)

注意
 1 この在外投票人証は、投票する際には必ず必要となります。大切に保管してください。
 2 在外公館において投票する際は、旅券とともにこの在外投票人証を提示して投票用紙等を請求してください。郵便等による投票をする際は、投票用紙等を請求するときにこの在外投票人証を同封してください。
 3 投票用紙等は「住所以外の送付先」欄に記載がある場合は、当該「住所以外の送付先」に送付され、「住所以外の送付先」欄に記載がない場合は、住所に送付されます。
 4 記載事項や投票用紙等の送付先に変更が生じた場合は、この在外投票人証とともに住所を管轄する在外公館まで届け出してください。
 5 この在外投票人証を紛失又は破損した場合は、住所を管轄する在外公館で再交付の申請を行ってください。

第十四号様式（在外投票人証記載事項変更届出書の様式）（第十四条関係）

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第2条の規定により、在外投票人証の記載事項に変更があったことを下記のとおり届け出ます。

選挙管理委員会委員長 氏名		選挙管理委員会委員長 あて
フリガナ	姓	年 月 日 性 別
氏名	姓	年 月 日 性 別
署名 (必ず自署)		
本籍		
変更が生じた年月日		年 月 日
変更があった事項		
<input type="checkbox"/> 住 所 <small>(選挙管理委員会から投票用紙等を送付する際にも、 そのまま本籍で記入して使用しますので、國名之上 には、住所を忘れないで書いてください。また、 新(タカナ表記)□ 旧(カタカナ表記)□</small>		
□ フリガナ	姓	Name Address
□ 氏名	姓	

<input type="checkbox"/> 新たに在留届の緊急連絡先を「住所以外の送付先」欄に記載（在留届の緊急連絡先において運営管理委員会が送付する投票用紙等を受領）
<input type="checkbox"/> 在留届の緊急連絡先を変更したことと併し、「住所以外の送付先」欄の記載を変更（在留届の緊急連絡先において運営管理委員会が送付する投票用紙等を受領）
<input type="checkbox"/> 「住所以外の送付先」欄の記載を抹消（住所において運営管理委員会が送付する投票用紙等を受領）
Name （新たな住所以外の送付先 （外國語表記） （正しく記載して下さい。） （外國語用紙のみ持つてある場合に （正しく記載して下さい。） （名前、氏名を記入して下さい。） （上））
<input type="checkbox"/> 交付の方法 ※通常は、運営管理委員会 から郵便等で送付
<input type="checkbox"/> 郵便局経由での交付を希望

注

- 「氏名」欄には、戸籍簿に記載された氏名（氏名を変更した場合は新氏名）を正確に書いてください。
- 「署名」欄は、必ず自分で書いてください。
- 「変更があった事項」欄は、該当する□にレをつけください。
- 「新住所」欄及び「新住所についての運営管理委員会が送付する送付先」欄は、当該地住所の属地等において通常用いられている外國語文字で書いてください。ただし、名前については英語（漢字表記が一般的な国）で書いてください。
- 「新住所（カタカナ表記）」欄は、新住所の属する行政区域名をカタカナ（漢字表記が一般的な国・地域においては漢字）で書き、該当する□にレをつけてください。
- 投票用紙等の運営管理委員会から在留届の緊急連絡先へ変更する場合は、「住所以外の送付先」欄に在留届の緊急連絡先を書いてください。
- 在外務省、証の「住所以外の送付先」欄に在留届の緊急連絡先が記載されている場合は、在留届の緊急連絡先を変更した場合は、「住所以外の送付先」欄の「在留届の緊急連絡先を変更したことと併し」「住所以外の送付先」欄の記載を変

更」欄の□にレをつけ、「新たに住所以外の送付先」欄に在外公館に届け出た変更後の在留届の緊急連絡先を書いてください。
⑥ 投票用紙等の運営管理委員会が在留届の緊急連絡先へ変更する場合は、「住所以外の送付先」欄の「住所以外の送付先」欄の記載を抹消して下さい。
⑦ 「交付の方法」欄には、郵便局経由について、郵便事情等により運営管理委員会から郵便で交付する場合は□にレをつけてください。

記録第十五印様式（領事函の付す書類の様式）（第十四条条款様式）

司設第十四印様式（領事函の付す書類の様式）（第十四条条款様式）	
在外投票人（在詮勢事務委託選出に係る意見書）	
届出者氏名 （本件の届出者）	届出先 都（府県）都（市）区町町（町）選舉管理委員会委員長
領事官 （何出席駐在官事務所）	何年何月何日 （何出席駐在官事務所）
1 变更事由 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 届出者の住所変更についての確認 <input type="checkbox"/> 届出権記載の新住所地の住所を有することが、 <input type="checkbox"/> 電話された。 <input type="checkbox"/> 確認できなかった。 <input type="checkbox"/> 在留届 <input type="checkbox"/> 判斷の確認となつた文書 <input type="checkbox"/> その他の（ <input type="checkbox"/> 届出者氏名変更についての確認 <input type="checkbox"/> 当該氏名変更に係る戸籍上上の届出名。 <input type="checkbox"/> 受け付けた。 <input type="checkbox"/> 受け付けていらない。 <input type="checkbox"/> 受け付けた届出の確認 <input type="checkbox"/> 種々機組の届出（民法第96条の届出） <input type="checkbox"/> 婚姻の届出（民法第70条の届出） <input type="checkbox"/> 誓約の届出（民法第74条の届出） <input type="checkbox"/> 生存配偶者の復氏の届出（民法第9条の届出） 	
2 上記届出を受けた年月日： 年 月 日	
3 住所以外の送付先（在留届の緊急連絡先）欄に記載されている場所であることが、 <input type="checkbox"/> 確認されない。 <input type="checkbox"/> 確認せなかつた。 <input type="checkbox"/> その他上記2から4までを確認するに当たつて、 <input type="checkbox"/> 証明した申請者ご係る特殊事情 <input type="checkbox"/> 居住國の帰化等により日本国籍を喪失していることを判明した （捺印文書）	
備考 「2. 届出者の住所変更についての確認」欄の「□ その他」欄は、在留届以外の文書の住所変更の確認をした場合に、当該文書名（アパートの契約書、住所の記載のある何年何月何日発行の特許許可証、等）を記載しなければならない。	

□ 入管の届出（民法第86条の届出） <input type="checkbox"/> 氏名変更の届出（民法第107条は第107条の2の届出） <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 上記届出を受けた年月日： <input type="checkbox"/> 年 月 日 <input type="checkbox"/> 留たな住所以外の送付先（在留届の緊急連絡先）欄に記載されている場所であることが、 <input type="checkbox"/> 確認されない。 <input type="checkbox"/> 確認せなかつた。 <input type="checkbox"/> その他上記2から4までを確認するに当たつて、 <input type="checkbox"/> 証明した申請者ご係る特殊事情 <input type="checkbox"/> 居住國の帰化等により日本国籍を喪失していることを判明した （捺印文書）

別記第十七号様式（帰国在外投票人に係る在外投票人証再交付申請書の様式）（第十六条関係）

別記第十八号様式（在外投票人証等取扱いの様式）（第十七条関係）

司品類十一の様式（選出在外投票人証の提出は申請書の弊の（第十六号参照）	
在外投票人証交付申請書（帰國）	
次の事由が生じたことを書い、日本国籍法の改正手続に関する法律施行規則第16条第1項の規定により、在外投票人証の再交付を請求します。	
部（道府県）都（市）区（町）村（件）選舉管理委員会委員長 あて	
<input type="checkbox"/> 在投票人証を失し、又は破損した。 <input type="checkbox"/> 在投票人証を汚し、又は破損した。 <input type="checkbox"/> 在投票人証を交付した選舉管理委員会の名前の変更があった。	
何年何月何日	
最終住所は本籍	
登録申請時の住所（令第16条第1項の規定による届出書に記載された変更後の住所）	
申 請 受 付	
現下げるあつた場合	
（現田及びその年月日） 年 月 日 在外投票人証等の交付	
申 請 書 等 送 竹 年 月 日 交 付 方 法	
登 緑 年 月 日 備 考	
（登録合意した場合） 年 月 日	
持（現田及びその年月日） 年 月 日	
交付の方法	
<input type="checkbox"/> 直接の交付を希望 <input type="checkbox"/> 電信等による交付を希望	
注意	
1 「氏名」欄には、戸籍簿に記載された氏名（氏名を変更した場合は新氏名）を正確に書いてください。 2 「署名」欄は、必ず自分で書いてください。 3 上記選管委員会の名前により在外投票人証を申請する場合は、当該憑印（候補）した在外投票人証又は変更前の「選管委員会の名前」欄は、再交付されない在外投票人証交付の方法について、該当する□に印をつけてください。 4 「交付の方法」欄は、再交付されない在外投票人証交付の方法について、該当する□に印をつけてください。 5 「性別」欄及び「登録地区分」欄は、該当する番号に印を付さなければなりません。	

司品類十の様式（選出在外投票人証の提出は申請書の弊の（第十六号参照）	
在外投票人証等取扱いの様式（第十七号参照）	
備考	
1 「在外投票人名簿登録町村名」欄は、在外投票人名簿に登録されなかった場合にあっては、当該登録の申請をした市町村名を記載しなければならない。 2 令第16条第1項の規定により氏名の変更の届出があった場合には、変更後の氏名を「氏名」欄の括弧内に記載しなければならない。 3 「性別」欄及び「登録地区分」欄は、該当する番号に印を付さなければならぬ。	

別記第十九号様式（在外投票人証交付記録簿の様式）（第十九条関係）

- 4 「最終住所所又は本籍」欄は、当該投票人が居住地において登録される場合は最終住所を、申請時の本籍地において登録される場合は申請時の本籍を記載しなければならない。
- 5 「申請」欄は、在外投票人登録申請の登録申請を箇事官が受け付けた年月日を記載しなければならない。
- 6 「取下符」欄は、在外投票人登録申請の登録申請を箇事官が受け付けた年月日を記載しなければならない。
- 7 「取下符がもつた場合」欄は、令第36条第3項の規定により同項第1号に該する場合に該当する旨の届出があった場合その他取下符の意思表示があつた場合には、取下符がもつた年月日を記載しなければならない。
- 8 「登録」欄は、在外投票人登録申請を受けた年月日を記載しなければならない。
- 9 「在外投票人監督の受領」欄は、箇事官が町村の選舉管理委員会から交付された在外投票人証又は登録しなかった旨の通知を受け取った年月日を記載しなければならない。
- 10 「在外投票人監督の交付」欄は、交付方法の部分に応じて、箇事官が町村の選舉管理委員会から交付された在外投票人証又は登録しなかった旨の通知を交付又は送付した年月日を記載しなければならない。
- 11 「登録されなかつた場合」欄は、在外投票人監督に登録されなかつた理由及び町村の選舉管理委員会が登録しないことを決定した年月日を記載しなければならない。
- 12 「抹消」欄は、法律42条に規定するいわゆる車両に該当する場合に、その車両及びその年月日を記載しなければならない。
- 13 「備考」欄には、令第36条第3項の規定により同項第2号に該する場合に該当する旨の届出があつた場合における當該届出書が提出された年月日その他必要とする事項を記載しなければならない。

三回目第十六号様式（在外投票人監督の登録）（第十九条関係）

在外投票人名簿 登録町村名	フリガナ（罗马字表記）	生年月日	性別	登録地区分	備考
			1.男 2.女	1.最終住所地 2.本籍地	

備考
1 在外投票人証交付記録簿は、在外投票人名簿に登録されている者についてのみ記載し、登録されなかつた者については記載してはならない。

2 「性別」欄及び「登録地区分」欄は、該当する番号に〇を付さなければならぬ。

3 在外投票人証交付記録簿は、次のとおり記載しなければならない。ただし、カード式の在外投票人証交付記録簿を用いる場合には、この限りでない。
在外投票人証交付記録簿

箇事官

新井日本國大使（新井日本國總領事）

氏名

省略用

別記第一-十号様式（在外投票人証交付記録簿の閲覧の申出書等の様式）（第二十一条関係）

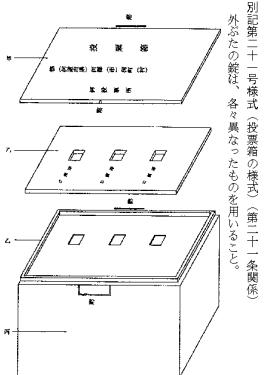
別記第十一-号様式（投票箱の様式）（第二十一条関係）

同様式第一-十号様式（在外投票人証交付記録簿の閲覧の申出書等の様式）（第二十一条関係）
在外投票人証交付記録簿の閲覧の申出書

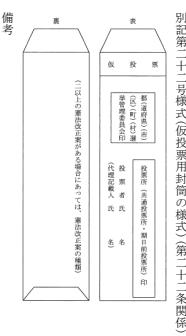
在向日本国大使（在向日本国総領事）あて
申出者 氏名 _____ 年 月 日
申出者 住所 _____ 申出者（電話番号）_____

下記のとおり、3に記載する者が在外投票人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするため、在外投票人証交付記録簿を閲覧する必要があります。閲覧の由由をします。
 1 閲覧事項と利用目的 登録の確認
 2 閲覧者と氏名及び住所 申出者と同じ
 3 閲覧対象者 （閲覧対象者の氏名を記載すること）

備考 この様式は、令和3年2月24日付の規定により、投票人が、在外投票人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするために在外投票人証交付記録簿の閲覧の申出書の様式である。



別記第二十二号様式（仮投票用封筒の様式）（第二十二条関係）



別記第二十二号様式（仮投票用封筒の様式）（第二十二条関係）

備考
一 投票所印は、あらかじめ封筒に左の印章を押又は印刷しておき、各投票所において投票所名を記入し、これに代えても差し支えない。

二 共通投票所印及び期日前投票所印について、備考一に準する。ただし、二以上の共通投票所を設けない場合又は二以上の期日前投票所を設けない場合は、共通投票所名を記入する必要はない。
三 封筒に押すべき都道府県の選舉管理委員会の印は、都道府県の選舉管理委員会の定めるところにより、都道府県の印又は市区町村の選舉管理委員会の印若しくは市区町村の印をもつてこれに代えても差し支えない。
四 不正行為を防ぐことができる方法で封筒に印刷することのできる場合に限り、都道府県の選舉管理委員会は、その定めるところにより、封筒に押すべき都道府県の選舉管理委員会の印を刷込方式にして差し支えない。
五 法第六十一条の規定による仮投票所の指定により代理投票をさせた場合においては、投票管理者は、封筒の表面に法第五十九条相当である旨を記載しなければならない。
六 合第五十三条第一項又は第五条の規定の場合においては、表裏左段に代理記載人の氏名を記載しなければならない。

別記第二十三号様式（投票録の様式）（第二十三条関係）

その一 何年何月何日 候 行 国民投票投票所投票録（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）										何投票区
1 投 票 所 開 設 場 所	何市(区) 行政(何町役場)(何の場所)	開設年月日	場 所	事 由	告 示 年 月 日					
2 投 票 所 の 変 更		年 月 日	場 所	事 由	告 示 年 月 日					
3 投 票 立 会 人	党 派 氏 名	選任年月日	立 会 時 間	參会時刻	辭職の時刻及び理由					
(1) 市区町村の選舉管理委員会の選任した者			午前何時～午後何時		午前(後) 時間分 例) 午後					
(2) 投票管理者の選任した者			(參 会 時 刻)							
4 投 票 所 開 始 時 刻		午前何時開始	午後何時閉鎖							
5 投 票 所 開 始 時 刻	投票人名簿登録	投票人名簿登録	投票人名簿登録	投票人名簿登録	投票人名簿登録					
6 投 票 の 状 況						投票所における投票者	投票所における投票者	不受理の投票者	指名を受けた者の数	
(1) 授業用紙再交付者	法定書又は法定書	法定書又は法定書	投票人名簿登録	投票人名簿登録	投票人名簿登録	総数	投票所による投票者	総数	指名を受けた者の数	
(2) 不在者投票をした者	(氏名)									
(3) 不在者投票の用紙及び投票用紙返還して投票した者	(氏名)									
(4) 点字による投票をした者										
(5) 代 理 投 票	投票人(氏名)	投票人(氏名)	補 助 者(氏名)	投票人(氏名)						
(6) 投票所閉鎖の時刻までに投票所に於ける投票の受付を終了した者	投票所閉鎖の時刻までに投票所に於ける投票の受付を終了した者	投票所閉鎖の時刻までに投票所に於ける投票の受付を終了した者	投票所閉鎖の時刻までに投票所に於ける投票の受付を終了した者	投票所閉鎖の時刻までに投票所に於ける投票の受付を終了した者	投票所閉鎖の時刻までに投票所に於ける投票の受付を終了した者	投票所閉鎖の時刻までに投票所に於ける投票の受付を終了した者	投票所閉鎖の時刻までに投票所に於ける投票の受付を終了した者	投票所閉鎖の時刻までに投票所に於ける投票の受付を終了した者	投票所閉鎖の時刻までに投票所に於ける投票の受付を終了した者	投票所閉鎖の時刻までに投票所に於ける投票の受付を終了した者
(7) 投票拒否の決定をした者	日本国憲法の改正手続に關する法律第63条の代理投票の拒否									
7 投票所事務従事者	総数	何 人	内	1 市区町村選舉管理委員会書記	2 市区町村の職員	3 その他の者	投票所事務従事者	投票所事務従事者	投票所事務従事者	投票所事務従事者

何年何月何日調製
我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、
投票管理者(職 氏 名)
投票立会人(職 氏 名)
投票立会人(職 氏 名)

備考
1 この筋丸は、投票所における投票所の様式である。
2 指定投票所若しくは指定開票投票所であらかじめは、日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則第53条第3項の規定により市町村の選舉管理委員会が指定する投票所とした場合には、その旨を「投票所」に統一して記載しなければならない。
3 投票用紙の氏名の記載は、投票人を確認することができる場合においては、住所等を記載して確認することができるようになると。
4 「投票当日有権者」欄には、期日前投票を行った者のうち国民投票の期日までの間に国民投票の投票権を失ってしまったものも含まれるものである。
5 「投票用紙の総数と不在者投票の総数の計を(投票者)欄に記載しなければならない。
6 「立会時間」欄には、投票立会人が交渉するとしている場合において、選ばれた投票立会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が立会った時間を記載しなければならない。
7 投票立会人が辞職する場合は、引継ぎに係る書類を添付すること。
8 指定開票投票所である場合においては、(1)不在者投票者(2)補助者の欄に斜線を引くこと。ただし、補助投票が行われた場合に(1)不在者投票者(2)補助者の欄に斜線を引くこと。
9 指定開票投票所である場合においては、(1)不在者投票者(2)補助者の欄に斜線を引くこと。ただし、補助投票が行われた場合に(1)不在者投票者(2)補助者の欄に斜線を引くこと。
10 法第五十条に規定するときについでは、「投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載する。
11 この記載に漏れる事項のほか、投票用紙の記載事項と異なる事項があるときは、これを記載しなければならない。

その二
何年何月何日
執 行
国民投票共通投票所投票簿記（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

共通投票所開設場所		年月日	場	所事由	告示年月日
2 共通投票所の変更	立会人	選任年月日	立会時間	参合時刻	辞職の時刻及び理由
3 投票立会人	党派 氏名			午前何時～ 午後何時	午前(後) 何時分 何々事由
(1) 市区町村の選舉管理委員会の選任した者					
(2) 投票管理者の選任した者					
4 共通投票所開設時刻				(参合時刻)	
投票簿、投票録及び投票人名簿を投票管理者に送致すべき投票立会人				午前何時開始 午後何時終了	
5	党派 氏名				
6 投票の状況	投票者				仮投票による投票者
(1) 投票用紙再交付者	(氏名)				(再交付の事由)
(2) 決定書又は投票書により 投票権を付与された者	(氏名)				
(3) 不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)				
(4) 点字により投票をした者					
(5) 代理投票	投票人 (氏名)	輔助者 (氏名)			人
	代理人投票者数				
(6) 投票拒否の決定をした者	投票人の氏名	拒否の事由	仮投票の有無		
7 共通投票所事務従事者	総数	何人	内	1 市区町村選舉管理委員会書記 2 市区町村の職員 3 その他の者	何人 何人 何人

何年何月何日調製

我々は、この投票簿の記載が真正であることを確認して、
署名する者（職） 氏名
投票立会人 氏名
投票立会人 氏名

備考

- この様式は、共通投票所における投票簿の様式である。
- 投票人の氏名のみの記載では、投票人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようになること。
1. 1. 時間欄には、投票立会人を交換することとしている場合において選任の際立会うことされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載すること。
4. 投票立会人を交換した場合には、引換ぎに係る書類を添付すること。
5. 署名する投票立会人は、此の投票所の閉鎖時間において選任されている投票立会人とする。
6. 法令等の規定により投票立会人を交換する場合は、投票立会人を記載する。又は投票立会人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人欄には、投票簿及び投票録を投票管理者に送致すべき投票立会人を記載する。
7. この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載について、そらの備考11に準ずる。

宣誓書

私は、国民投票の当日、下記の事由に該当する見込みです。

次の1から6のいずれかに○を付して下さい。

1	ア. 仕事 イ. 学業 ウ. 地域行事の役員 エ. 本人又は親族の冠婚葬祭 オ. その他 ()	に従事	※左のアからオのいずれかに○を付 して下さい。オの場合は具体的に記 載して下さい。
2	1以外の用事又は事故のため、 ア. 本市町村以外 イ. 本市町村内 ()	に外出・旅行・滞在	※左のア又はイのいずれかに○を付 して下さい。イの場合は具体的に記 載して下さい。
3	ア. 疾病、負傷、出産、身体障害等のため歩行困難 イ. 刑事施設等に収容		※左のア又はイのいずれかに○を付 して下さい。
4	交通至難の島等 ()	に居住・滞在	(※具体的に記載して下さい。)
5	住所移転のため、本市町村以外に居住		
6	天災又は悪天候により投票所に到達することが困難		

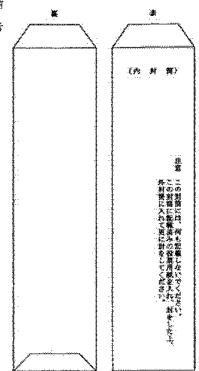
上記は、真実であることを誓います。

何年何月何日

氏名	生年月日
現住住所	
投票人名簿に記載されている住所	(現住所と異なる場合のみ記載すること)

別記第二十七号様式（不在者投票証明書の様式）（第三十一条関係）

内封筒

別記第二十七号様式（不在者投票証明書の様式）（第三十一条関係）
不在者投票証明書

投票人の氏名		投票人の生年月日	同住所(同地)
			投票をとどける他の施設の名称 人ホームその他の施設の名称 都(渋谷県)石部(市)何町(村)何番地 何病院
その他事項		○()本人であるかのほかの認定について参考となるべき事項があるときは、これらを記載する とく	
国民投票		同年同月何日執行(上記以上の憲法改正案がある場合は、あっては、憲法改正案の種類)	
右のとおり明す。 何年何月何日			

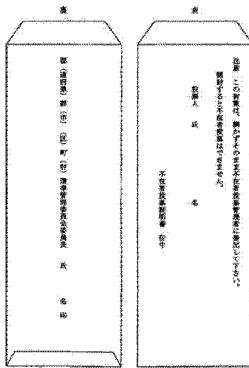
都(渋谷県)市(区)(町)渋谷管理委員会監査取 氏名印

備考
 一 令第70条第五項(これを使用する場合を含む。)の場合においては、外封筒の裏面に代理記載人の氏名を記載しなければならぬ。
 二 外封筒に押すべき郵便局選舉管理委員会の印については、別記第一十一号様式(仮投票用封筒の様式)の備考三及び四に準ずる。
 三 外封筒に押すべき市町村選舉管理委員会の印については、市町村選舉管理委員会の定めるものによる。市町村の印をもつて代へて差し出せばよい。
 四 市町村の選舉管理委員会の委嘱状は、令第百二十条第一項の規定による読み替えて適用される令第六十一条各第一項の規定により、在外投票人の投票用紙等を交付しようとする場合においては、外封筒の裏面の「在外投票人の投票に使用」の□に○を打つこととする。外封筒の裏面に捺印した場合は、在外投票人の姓名を記載しなければならない。
 五 外封筒の裏面の施設名の記載項目は、令第六十九条第一項の場合は、限り記載するものとする。
 六 外封筒の裏面に捺印した場合は、投票用紙その他の必要と認める事項を余白に記載するものとする。

憲法改正案の種類(上記の憲法改正案ある場合は、投票用紙その他の必要と認める事項を余白に記載するものとする。)

別記第一十八号様式（不在者投票証明書用封筒の様式）（第三十一一条関係）

別記第一十八号様式（不在者投票証明書用封筒の様式）（第三十一一条関係）



別記第一十九号様式（国民投票郵便等投票証明書交付申請書の様式）（第三十一一条関係）

別記第一十九号様式（国民投票郵便等投票証明書交付申請書の様式）（第三十一一条関係）

日本国憲法及び正手筋に属する法律施行令第74条の規定によって国民投票郵便等投票証明書の交付を受けたいので、必要事項を添え申附します。

何年何月何日
投票人名簿に記載されている住所
年月日

名（道府県）都（市）区（町）（村）選挙管理委員会委員長 氏 名あて

郵便番号
身分確認書（手帳若しくは日本国籍法の改正手帳に属する法律施行令第73条第2号に規定する閣下投票の権利の程度を証明する書面、戸籍明細書等若しくは同法第2号に規定する閣下投票の権利を証明する書類又は介護保険の被保険者証）
備考 氏名欄の氏名は、必ず自分で書くこと。

備考
郵便局の領取印など、申込時に郵便局が捺印した印鑑の写しを記載せねばなりません。

（以上）以上の郵便局の捺印がある場合は、郵便局の捺印を裏面に記載したなければならない。

別記第三十号様式（令第七十号条第一項の規定による申欄し供せり行つ場合の国民投票郵便等投票証明書交付申請書の様式）（第II十一号様式（国民投票郵便等投票証明書の様式）（第II十一号関係）

同様式三十号様式（令第七十号条第一項の規定による申欄し供せり行つ場合の国民投票郵便等投票証明書交付申請書の様式）（第II十一号関係）

十一條款

国民投票郵便等投票証明書交付申請書

日本國憲法の改正手続に関する法律施行令第44条及び第55条の規定によつて、国民投票郵便等投票証明書の交付を受け、併せて当該国投票郵便等投票証明書に日本國憲法の改正手續に関する法律施行令第61条第3項に規定する投票人に該當する旨の記載を受けたものにて、必要書類を添え申請します。

何年何月何日

投票人名簿に記載されている住所

生年月日

氏名

名前

年月日

同様式十一號式（國民投票郵便等投票証明書の様式）（第II十一号関係）

國民投票郵便等投票証明書

一

投票人名簿に記載されている住所

有効期間　交付の日から何年何月何日まで

上記の者は、日本國憲法の改正手續に関する法律施行令第61条第2項に規定する投票人に該當する者であることを証明する。
郵便局者証

備考

1 この様式は、法律61条第2項に規定する投票人で同全第3項に規定する投票人でないものによる國民投票郵便等投票証明書の様式である。

2 用紙はあるべく上質の厚紙を用いなければならない。

別記第三十二号様式（法第六十一条第三項に規定する投票人に該当する旨の記載に係る申請書の様式）（第三十三条関係）

代理記載の氏名 べき者	届出年月日 (変更年月日)	連絡責任委員会 委員会
備考		

投票人名欄に記載 されている住所	
氏 名	
有 效 期 間	交付の日から何年何月何日まで
上記欄を書類第3項に記入する場合のみ有効であることを証明する。 総理監査委員会委員長(区)氏(村)印	

119

別記第三十一 同様式（法第六十一条第二項に規定する投票人に該当する旨の記載に係る申請書の様式）（第三十三条の規定による申請書の様式）

都（道府県）都（市）（区）町（村）選舉管理委員会委員長 氏名あて

2 身体障害手帳若しくは日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第75条第1項第1号に規定する上肢若しくは規定の障害の程度を認定する書面又は疾患病者手帳若しくは同項第2号に規定する上肢若しくは規定の障害の程度を証明する書面

- 1 この規程は、昭和61年3月に施行される税法による個人課税制度等税制改訂明確の第3号である。
用語はなるべく上層的言葉を使わないわれる税法による用語で、たとえば、裏面を開け出された代理課税となるべき者の氏名及び届出（変更）の年月日を記載するとともに、当該課税管轄委員会委員長の印を捺さなければならぬ。
- 2 令和7年6月1日現在の規定によると届出があつたときは、裏面を開け出された代理課税となるべき者の氏名及び届出（変更）の年月日を記載するとともに、当該課税管轄委員会委員長の印を捺さなければならぬ。

用紙はなるべく上質の厚紙を用いなければならない。

月日を記載することも、当該選舉管理委員会委員長の印を押さなければならぬ。

票権を有する者である旨の同意書の様式）（第三十一条関係）

同様式（第三十一印様式）（代理記載人となるべき者の代理記載人となるる旨の同意書及び国民投票の投

票権を有する者である旨の同意書）（第三十一条関係）

代理記載人となるべき者の届出書
住所：都（市）区（町）村（字）字（番地）

氏名：姓（姓）名（名）

右のとおり必要書類を添えて代理記載人となるべき者の届出をします。

何年何月何日生
何年何月何日
投票（名簿に記載されている住所）

生年生日
氏名：姓（姓）名（名）

郵（都府県）都（市）区（町）村（字）字（番地）

氏名：姓（姓）名（名）

右のとおり必要書類を添えて代理記載人となるべき者の届出をします。

何年何月何日生
何年何月何日
投票（名簿に記載されている住所）

生年生日
氏名：姓（姓）名（名）

別記第三十四印様式（代理記載人となるべき者の代理記載人となるる旨の同意書及び国民投票の投

票権を有する者である旨の同意書の様式）（第三十一条関係）

同意書及び宣誓書

私は、投票人向々の代理記載人となることに同意します。

また、私は、国民投票の投票権を有する者であることを宣言します。

郵（都府県）都（市）区（町）村（字）字（番地）

氏名：姓（姓）名（名）

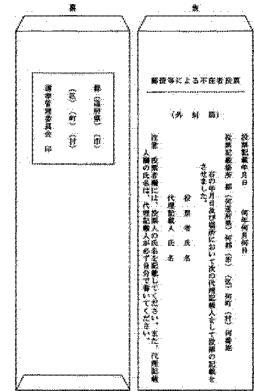
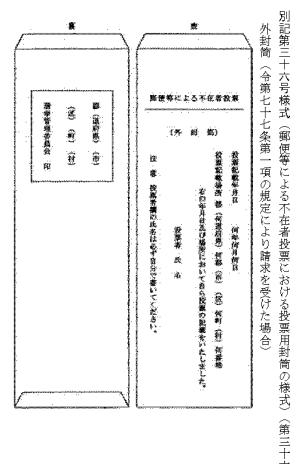
備考：氏名欄の氏名は、必ず自分で書くこと。

別記第三十五項様式（郵便等による下社者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式）
(第三十五条関係)

その一	
同記第三十五項様式（郵便等による下社者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式）（第三十五条関係）	
その二	
請 求 書	
日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第2項の規定により、次の現住する場所で郵便等による不特定者投票を行いたいので、日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第2項の規定により、次の現住する場所で郵便等による不特定者投票を行いたいとの現住する場所、郵便番号、何都（市）（区）何町（村）学町（町）何番地 何年何月何日	
備 考	氏 名 郵便局、郡（市）（区）町（村）選舉管理委員会委員長 氏 名あて
備 考	氏 名 郵便局、郡（市）（区）町（村）選舉管理委員会委員長 氏 名あて
備 考	氏名欄には、投票人の氏名を記載すること。 代理記載人となるべき者が必ず自分で書くこと。 代理記載人となるべき者が必ず自分で記載すること。 投票用紙等投票證明書は公職選舉法施行令（昭和25年政令第59号）第56条の3に規定する郵便等投票證明書を必ず提出又は差し出すこと。 株式会社は令第77条第1項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求する場合の様式であり、株式会社は同条第2項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求する場合の様式である。

その二	
請 求 書	
日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第2項の規定により、次の現住する場所で郵便等による不特定者投票を行いたいので、日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第2項の規定により、次の現住する場所で郵便等による不特定者投票を行いたいとの現住する場所、郵便番号、何都（市）（区）何町（村）学町（町）何番地 何年何月何日	
備 考	氏名欄には、投票人の氏名を記載すること。 代理記載人となるべき者が必ず自分で書くこと。 代理記載人となるべき者が必ず自分で記載すること。 投票用紙等投票證明書は公職選舉法施行令（昭和25年政令第59号）第56条の3に規定する郵便等投票證明書を必ず提出又は差し出すこと。 株式会社は令第77条第1項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求する場合の様式であり、株式会社は同条第2項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求する場合の様式である。

別記第三十六号様式（郵便等による不在者投票における投票用封筒の様式）（第三十六条関係）



別記第三十七号様式（特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式）（第三十七条関係）

一、外封筒に押印べき様（道府県（市）（区）（町）（村）選管理委員会）につては、別記第二十一号様式（投票用紙封筒の様式）の備考及び並びに別記第一二十六号様式（令第六十一条第一項及び令第六十八条第一項の規定による郵便用紙面の様式）の備考に準ずる。

二、外封筒の裏面には、憲法改正案の種類（二）以上の憲法改正案がある場合に限る。投票用紙面その他必要と認める事項を全文白字で記載するものとする。

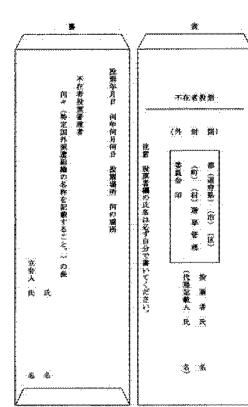
右の投票人は、何年何月何日執行の選挙投票の当日、当選の候の長であるの管轄の選挙投票所において投票する旨又は、(何の選舉投票法を正業として)日本選舉投票法の改正手続に關する法律施行令の施行による申出があつたので、投票用紙及び投票箇所の交付を請求します。

年何月何日

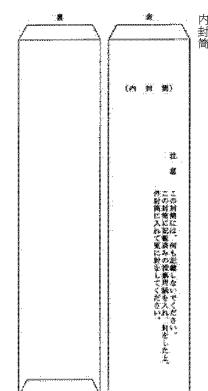
(住所)

何々 (新潟県外選挙権の名前を記載すること) の長 (代理人) 氏 名
(特許圖案、連絡組織の長が直接本人において郵送で交付を受ける場合の送付先)
都 (府県) 郡 (区) 町 (村) 番地 管理委員会名 あて
新潟県
投票人が新潟県外選挙権の長であることを証する書面
備考
投票人から年令第1項の申立てがあつた場合は、備考欄に「是」と記載すること。

別記第三十八号様式（特定国外派遣組織に属する投票人の不在者投票における投票用封筒の様式）
(第三十八条関係)



別記第三十八号様式（特定国外派遣組織に属する投票人の不在者投票における投票用封筒の様式）（第三十八条関係）



備考

一 令第八十一条第十一項において準用する令第七十六条第五項の場合においては、外封筒の表面に代理投票人の氏名を記載しなければならない。

二 外封筒に押すべき印（選出印）（市）（区）（町）（村）選管委員会印については、別記第二十二号様式（仮投票用封筒の様式）の様式三及び四並びに別記第二十二号様式（令第六十七条第一項及び令第六十八条第一項の規定による投票用封筒の様式）の備考三の様式する。

三 外封筒の表面には、憲法改正案の種類（1）以上の憲法改正案がある場合に限る）、や選区名その他の必要と認める事項を余白に記載するものとする。

別記第四十号様式（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙の様式）（第41条関係）

【必要事項記載部分】		【投票記載部分】	
1. 指定市長村の選舉管理委員会の委員長の記載事項 ① 指定市町村名 都道府県 市町村 (区) ② この用紙を船員又は船員に交付した年月日 年 月 日 ③ 憲法改正案の種類 ④ 船員の投票人名簿登録地市町村名 都道府県 市町村 (区) ⑤ 令第82条又は令第82条の3に係る請求の別 第82条に係る請求 第82条の3に係る請求 2. 不登録投票者等の記載事項 ① 住名 (署名) ② 指定船員等の名称 ③ この用紙を船員に交付した年月日 年 月 日 3. 立会人の記載事項 ① 住名 (署名) 4. 船員の記載事項 ① 住名 (署名) ② 住所 市町村 ③ 投票人名簿登録証明書又は選舉人名簿登録証明書の交付年月日 年 月 日 ④ 船員手帳の番号 ⑤ 代理投票の場合 代理記載人の署名		船員 賛成 反対 対 成	
(切り取り線)			
【注意事項記載欄】			
1. 投票用紙の交付から送信までの手続 ① 令第82条に係る請求の場合 ① この投票送信用紙の交付を受けた船員は、1、2、3欄に記載された事項を消したり、修正を加えたりせぬ。投票の記載をする欄に記載されない場合は、記載をした後、投票の記載を行ってください。なお、④欄には、該当船員が自衛隊員である場合は「自衛隊員」と記載し、実習生である場合は「実習生」と記載して下さい。 ② 投票の記載を行った船員は、ファクシミリ装置を利用して船長から知られた電気通信番号により指定市町村の選舉管理委員会の委員長まで送信してください。 ③ 代理投票の場合は、被代理人の記載が記載して下さい。 ④ 5欄に記載する場合は、代理投票の場合以外は記載しないで下さい。 ② 令第82条に係る請求の場合 ① この投票送信用紙の交付を受けた船員は、1欄及び2欄に記載されている事項を消したり、修正を加えたりせぬで下さい。 ② 船員は、指定市町村の選舉管理委員会の委員長が指定した時間内に確認書を行った後、投票用紙の記載を終了する場合、投票用紙とともに船員から交付された投票送信用紙用封筒に入れて封をし、必ず投票用紙部分を当該船員の記載欄の裏面に貼り付けて、船員に提出してください。 2. 投票送信用紙の送信後の手續 ① 令第82条に係る請求の場合 ① 船員は、送信を行った後、直ちに、投票記載部分、必要事項記載部分及び注意事項記載欄をそれぞれ切り離し、投票記載部分を投票送信用紙とともに交付された投票送信用紙用封筒に入れて封をし、必要事項記載部分を投票送信用紙用封筒の裏面に貼り付けて、確認書とともに保管し、本邦の港に上陸する場合は、指揮官または選舉管理委員会の委員長へ送致してください。 ② 令第82条に係る請求の場合 船員は、船員から令第82条第9項の請求を受けた場合において、船員の者が本人以上に減り、立会人の氏名が記載できない場合には、2欄に必要事項を記載し、3欄に当該船員が法律61条第8項に該当する投票権をもつた船員は、4欄にも記載をした後、投票の記載を行ってください。その後は、上記①(2)及び②(1)と同様に送信等を行ってください。 なお、当該船員が自衛隊員である場合には、4欄には「自衛隊員」と、実習生である場合には「実習生」と記載し、5欄には何も記載しないで下さい。			
市(区) (町) (村)選舉管理委員会 印			

備考

投票送信用紙は両面印刷の方法により調製しても差し支えないが、投票記載部分及び必要事項記載部分の裏面には何も印刷しない。

一 投票送信用紙は、日本産業規格 A4とする。

二 二以上の憲法改正案について国民投票を行う場合は、いずれの憲法改正案に係る投票送信用紙であるかを表示しなければならない。

三 二以上の憲法改正案について国民投票を行う場合は、いずれの憲法改正案に係る投票送信用紙であるかを表示しなければならない。

四 投票送信用紙に押すべき指定市町村の選舉管理委員会の印は、指定市町村の選舉管理委員会の定めるところにより、指定市町村の印をもつて捺印する。

五 不正行為を防止することができる方法で投票送信用紙を印刷することが認めると認められることにより、投票送信用紙に押すべき指定市町村の選舉管理委員会の印を刷込み式にして差し支えない。

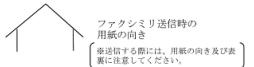
六 指定市町村の選舉管理委員会の委員長は、令第八十九条に係る請求を受けた場合は投票送信用紙の必要事項記載部分「1. 指定市町村の選舉管理委員会の委員長の記載事項」欄に、令第八十二条の三に係る請求を受けた場合は投票送信用紙の「1. 指定市町村の選舉管理委員会の委員長の記載事項」欄及び「2. 不登録投票者等の記載事項」欄に必要な事項を記入して交付しなければならない。

七 指定市町村の選舉管理委員会の委員長は、二以上の憲法改正案がある場合は、必要事項記載部分「1. 指定市町村の選舉管理委員会の委員長の記載事項」欄中「③憲法改正案の種類」欄に憲法改正案の種類を記入して交付しなければならない。

八 投票送信用紙の注意事項記載欄の余白には、必要と認められる事項を記載することができる。

別記第四十号様式の二（不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができない船員の不在者投票における確認書の様式）（第四十一条関係）

別記第四十号様式の二（不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができない船員の不在者投票における確認書の様式）（第四十一条関係）

【必要事項記載部分】 1. 指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項 ①指定市町村名 都道府県 _____ 市町村 _____ (区) ②船員手帳の番号 <small>自衛隊員又は実習生の場合は、投票人名簿登録証明書又は選挙人名簿登録証明書の交付年月日を記載することとする。この場合、年月日を記載する。 実習生である場合には「実習生」と記載すること。</small>		 確認用 (切り取り線)
2. 船員の記載事項 ①氏名(署名) ②記載した日時 <small>年 月 日 時 分</small>		
 <small>[※送信する際には、用紙の向き及び表裏に注意してください。]</small>		
【注意事項記載欄】 1 この確認書の交付を受けた船員は、1欄に記載された事を消したり、修正を加えたりしないでください。 2 船員は、2欄にもれなく記載をした後、指定市町村の選挙管理委員会の委員長が定める時間内に、ファクシミリ装置を用いて請求書に記載した電気通信番号により指定市町村の選挙管理委員会の委員長あてに送信してください。 3 送信後は、指定市町村の選挙管理委員会の委員長からの確認を受けてください。 4 指定市町村の選挙管理委員会の委員長からの確認を受けた後、投票送信用紙を用いた投票を行ってください。		
市(区)(町)(村)選挙管理委員会 印		

備考

- 一 確認書は片面印刷の方法により調製しなければならない。

- 二 確認書の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 三 確認書に押すべき指定市町村の選挙管理委員会の印は、指定市町村の選挙管理委員会の定めるところにより、
指定期間内に押すべき印である。

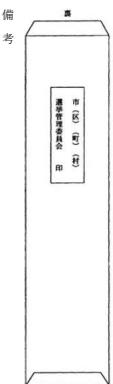
- 四 不正行為を防止することができる方法で確認書を印刷することができると認められる場合に限り、指定市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、確認書に押すべき指定市町村の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。

- 五 確認書の余白には、必要と認められる事項を記載することができる。

別記第四十一号様式（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙用封筒の様式）（第四十一条関係）

別記第四十一号様式（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙等保管箱の様式）（第四十二条関係）

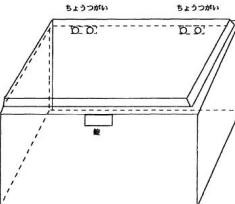
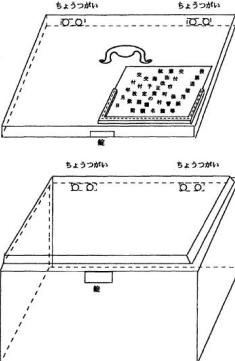
別記第四十一号様式（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙用封筒の様式）（第四十一条関係）



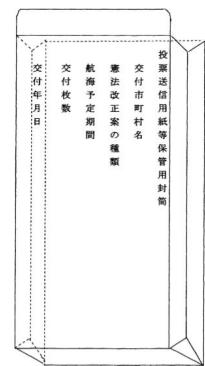
備考

- 一 投票送信用紙用封筒に押すべき指定市町村の選挙管理委員会の印については、別記第四十号様式（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙の様式）（第四十条関係）の備考四及び五に準ずる。
- 二 投票送信用紙用封筒は、投票送信用紙の投票記載部分を入れた場合において外部から文字を透視することができない紙質のものを使用しなければならない。

別記第四十一号様式（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙等保管箱の様式）（第四十二条関係）



別記第四十三号様式（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙等保管用封筒の様式）（第四十二条関係）



別記第四十三号様式（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙等保管用封筒の様式）（第四十二条関係）

別記第四十四号様式（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における受信用紙の様式）（第四十三条関係）

受信日時 (投票送信用紙の必要事項記載部分を受信すべき部分)	(投票送信用紙の投票記載部分を受信すべき部分)
(切取り線)	市(区)(町)(村)選挙管理委員会印

備考

- 1 受信用紙は、投票送信用紙の投票記載部分及び必要事項記載部分をそのままの大きさで受信できるものでなければならぬ。
- 2 受信用紙は、投票送信用紙の投票記載部分を受信した部分を直接外部から見ることができないように覆いを設けられるように調製しなければならない。
- 3 投票送信用紙の投票記載部分を受信すべき部分は、通常用いられている投票用紙と同様の紙質及び外觀を有するものでなければならない。
- 4 投票送信用紙の投票記載部分を受信すべき部分には、投票送信用紙の賛成又は反対の文字に○を記載する欄を受信すべき部分と重なるないように、指定市町村の選挙管理委員会の印をあらかじめ押しておかなければならぬ。
- 5 受信用紙に押すべき指定市町村の選挙管理委員会の印については、別記第四十号様式（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙の様式）の備考四及び五に準ずる。

別記第四十四号様式（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における受信用紙の様式）（第四十三条関係）

別記第四十五号様式（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票用封筒の様式）（第四十四条関係）

別記第四十六号様式（南極投票人証交付申請書の様式）（第四十六条関係）



別記第四十五号様式（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票用封筒の様式）（第四十四条関係）

- 備考
- 一 投票用封筒に押すべき指定市町村の選舉管理委員会の印については、別記第四十号様式（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票用封筒の様式）の備考四及び五に準ずる。
 - 二 投票用封筒の表面には、投票用信用紙の必要事項記載部分を受信した部分ははり付けなければならない。

別記第四十六号様式（南極投票人証交付申請書の様式）（第四十六条関係）

南極投票人証交付申請書

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第84条の規定によって南極投票人証の交付を受けたいので、必要書類を添え申請します。

投票人名簿に記載されている住所

生年月日

何年何月何日

氏 名

都（道府県）郡（市）（区）町（村）選舉管理委員会委員長 氏 名あて

添付書類

日本国憲法の改正手続に関する法律第61条第9項に規定する南極地域調査組織に属する投票人であることを証する書面（南極調査期間の記載があるもの）

備考 氏名欄の氏名は、必ず自分で書くこと。

南極投票人証						
投票人名簿に記載されている住所 氏名						
上記の者は、投票人名簿に登録されていることを証明する。 何年何月何日交付						
都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村） 選挙管理委員会委員長 氏名						
憲法改正案の種類	投票期日	令第67条の規定による投票用紙の交付	令第85条の規定による投票用紙の交付	不在者投票用紙の返還	投票送信用紙の返還	通常の投票
	何年何月何日	何県何郡（市）（区）何町（村）交付	何県何郡（市）（区）何町（村）交付	受領	受領 選挙管理委員会委員長印	交付
備考						
1 この証明書の有効期間は、交付の日から国民投票の期日又は南極調査期間が満了する日（何年何月何日）のいずれか早い日までとする。 2 この証明書の交付を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長から南極選挙人証の交付を受けた場合には、この証明書を直ちに交付を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長に返さなければならない。						

備考

- 1 用紙はなるべく上質の厚紙を用いなければならぬ。
- 2 令第47条第3項の規定により記入する場合には、「通常の投票」欄に「交付」と記入するものとする。
- 3 令第67条の規定により記入する場合には、「令第67条の規定による投票用紙の交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。
- 4 令第85条第3項において準用する令第82条第4項の規定により記入する場合には、「南極地域調査組織の長に対する交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。
- 5 令第85条第3項において準用する令第82条第15項の規定により記入する場合には、「投票送信用紙の返還」欄に「受領」と記入するとともに、当該選挙管理委員会委員長の印を押さなければならない。

別記第四十八号様式（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書の様式）（第四十七条関係）

請求書			
投票人名簿に記載されている住所	投票人氏名	生年月日	備考
都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）何番何号			

第何次南極地域観測隊（越冬隊・夏隊）は、南極地域調査のため、何年何月何日、本邦を出国し、何年何月何日、帰国する予定であるが、当南極地域観測隊（越冬隊・夏隊）に属し又は同行する右の投票人から何年何月何日執行の国民投票について日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第85条第1項の申出を受けたので、投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を請求します。

何年何月何日

第何次南極地域観測隊（越冬隊・夏隊）の隊長 氏名

住所

〔隊長代理者 住所 都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）何番何号 氏名〕

南極地域の施設の名称及び当該施設内に設置された投票の送信に用いるファクシミリ装置の番号

船舶の名称及び当該船舶内に設置された投票の送信に用いるファクシミリ装置の番号

船舶の所有者 住所 都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）何番何号

氏名（名称）

船長 住所 都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）何番何号

氏名

都（道府県）郡（市）（区）町（村）選挙管理委員会委員長あて

添付書類 構成員や南極調査期間その他南極地域観測隊の概要を示す資料

備考 投票人が船員である場合は、備考欄にその旨を記載すること。

別記第四十九号様式（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙の様式）（第四十八条関係）

【必要事項記載部分】	
1. 南極投票指定市町村の選舉管理委員会の委員長の記載事項 ①南極投票指定市町村名 <u>鹿児島県 市町村 (区)</u> ②この用紙を発行した年月日 <u>年 月 日</u> ③憲法改正案の種類	
4. 投票人の投票人名簿登録市町村名 <u>鹿児島県 市町村 (区)</u> 2. 不在者投票管理者の記載事項 ①氏名 (署名) _____ ②投票記載場所 _____ ③この用紙を投票人に交付した年月日 <u>年 月 日</u>	
3. 立会人の記載事項 氏名 (署名) _____ 4. 投票人の記載事項 ①氏名 (署名) _____ ②住所 _____ 市区町村 _____ ④南極投票人証若しくは投票人名簿登録証明書又は南極選舉人証若しくは選舉人名簿登録証明書の交付年月日 年 月 日	
5. 代理投票の仮投票の場合 代理記載人の署名 _____	
(取り巻き)	
ファクシミリ送信時 の用紙の向き	
(印)	

備考
投票送信用紙は片面印刷の方法により調製しなければならない。

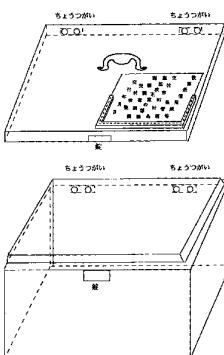
- 二 投票送信用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。
- 三 二以上の憲法改正案についての投票送信用紙であるかを表示しなければならない。
- 四 投票送信用紙押すべき欄に投票指定市町村の選舉管理委員会の印は、南極投票指定市町村の選舉管理委員会の定めるところにより、南極投票指定市町村の選舉管理委員会は、その印をもつて代えて差し支えい。
- 五 不正行為を防止することができる方法で投票送信用紙を印刷することができる」と認められる場合に限り、南極投票指定市町村の選舉管理委員会の印を捺み式にして差し支えい。
- 六 南極投票指定市町村の選舉管理委員会の委員長の記載事項欄に必要な事項を記入して交付しなければならない。
- 七 南極投票指定市町村の選舉管理委員会の委員長は、二以上の憲法改正案がある場合は、必要事項記載部分の「1. 南極投票指定市町村の選舉管理委員会の印を捺み式にして差し支えい」の欄に「憲法改正案の種類」欄中「③憲法改正案の種類」欄に憲法改正案の種類を記入して交付しなければならない。
- 八 投票送信用紙の注意事項記載欄の余白には、必要と認められる事項を記載することができる。

別記第五十号様式（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙用封筒の様式）（第四十八条関係）

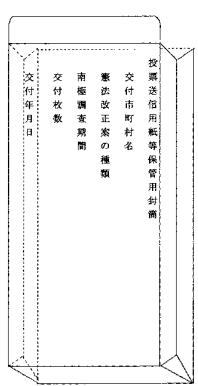


備考
一 投票送信用紙用封筒に押すべき南極投票指定期間市町村の選舉管理委員会の印については、別記第四十九号様式（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙の様式及び五に準ずる）。
二 投票送信用封筒は、投票送信用紙の投票記載部分を入れた場合において外部から文字を透視することができない紙質のものを使用しなければならない。

別記第五十一号様式（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙等保管箱の様式）（第四十九条関係）



別記第五十一号様式（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙等保管用封筒の様式）（第四十九条関係）



別記第五十三号様式（南極調査員の不在者投票における受信用紙の様式）（第五十条関係）

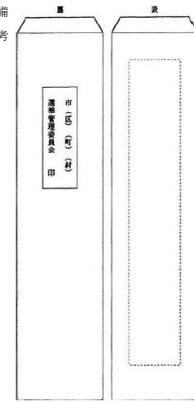
受信日時 (投票送信用紙の必要事項記載部分を受信すべき部分)	市（区）町（村）選挙管理委員会印 (投票送信用紙の投票記載部分を受信すべき部分)
(切取り線)	

備考

- 受信用紙は、投票送信用紙の投票記載部分及び必要事項記載部分をそのままの大きさで受信できるものでなければならぬ。
- 受信用紙は、投票送信用紙の投票記載部分を受信した部分を直接外部から見ることができないように覆いを設けられるように調製しなければならない。
- 投票送信用紙の投票記載部分を受信すべき部分は、通常用いられている投票用紙と同様の紙質及び外観を有するものでなければならない。投票送信用紙の質又は反対の文字〇を記載する欄を受信すべき部分と重ならないように、南極投票指定市町村の選挙管理委員会の印をあらかじめ押しておかなければならぬ。
- 投票送信用紙の投票記載部分を受信すべき部分には、投票送信用紙の質又は反対の文字〇を記載する欄を受信すべき部分と重ならないように、南極投票指定市町村の選挙管理委員会の印をあらかじめ押しておかなければならぬ。
- 受信用紙に押すべき南極投票指定市町村の選挙管理委員会の印については、別記第四十九号様式（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙の様式）の備考四及び五に準ずる。

別記第五十四号様式（南極調査員の不在者投票における投票用封筒の様式）（第五十一条関係）

別記第五十四号様式（南極調査員の不在者投票における投票用封筒の様式）（第五十一条関係）



- 備考
- 一 投票用封筒に押すべき南極投票選定市町村の選挙管理委員会の印については、別記第四十九号様式（南極調査員の不在者投票における投票用紙の様式）の備四及び五に準ずる。
 - 二 投票用封筒の表面には、投票用紙の必要事項記載部分を受信した部分をはり付けなければならない。

別記第五十五号様式（期日前投票所投票録の様式）（第五十五条関係）

別記第五十五号様式（期日前投票所投票録の様式）（第五十五条関係）

何年何月何日

執 行

国民投票期日前投票所投票録（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

1 期 日 前 投 票 年 月 日	何年何月何日					
2 期日前投票所設置の状況						
(1) 期日前投票所開設場所	何市(区)役所(何町村役場)(何の場所)					
(2) 期日前投票所を設ける期間	何年何月何日から何年何月何日まで					
3 投 票 立 会 人	党派	氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻及び事由
(1) 市区町村の選挙管理委員会の選任した者				午前何時～ 午後何時		午前(後)何時何分 事由 何々
(2) 投票管理者の選任した者						
4 期日前投票所開閉時刻	午前何時開始 午後何時閉鎖					
5 投 票 の 状 況	投 票 者				仮投票による投票者	
	(男)					
	(女)					
	(計)					

(1) 投票用紙再交付者	(氏名) (再交付の事由)		
(2) 決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)		
不在者投票の用紙及び (3) 封筒を返還して投票した者	(氏名)		
(4) 点字により投票をした者	人		
(5) 代 理 投 票	投票人	補 助 者	
	(氏名)	(氏名)	(氏名)
代理投票者数		人	
(6) 投票拒否の決定をした者	投票人の氏名		拒否の事由
	日本国憲法の改正手続に関する法律 第63条の投票の拒否		仮投票の有無
日本国憲法の改正手続に関する法律 第59条の投票の拒否			
6 期日前投票所事務従事者	総数	何人 内 1 市区町村選挙管理委員会書記 2 市区町村の職員 3 その他の者	何人 何人 何人

何年何月何日調製

投票管理者(職) 氏 名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人 氏 名
投票立会人 氏 名

備 考

- 1 この様式は、期日前投票所における投票録の様式である。
- 2 投票人の氏名のみの記載では、投票人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようすること。
- 3 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載しなければならない。
- 4 投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 5 署名をする投票立会人は、期日前投票所の閉鎖時において選任されている投票立会人とする。
- 6 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式(投票録の様式)その一の備考11に準ずる。

別記第五十六号様式（不在者投票に関する調書の様式）（第五十五条関係）

別記第五十六号様式（不在者投票に関する調書の様式）（第五十五条関係）

何投票区

1 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第67条の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者		うち投票者 人	備 考
			備 考
2 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第68条の規定により他の市町村で投票用紙及び投票用封筒の交付を受けて投票した船員		うち投票者 人	備 考
			備 考
3 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第77条の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者		うち投票者 人	備 考
			備 考
4 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第81条第6項の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者		うち投票者 人	備 考
			備 考
5 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第82条第7項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した船員		うち投票者 人	備 考
			備 考
6 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第82条の3第3項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した船員		うち投票者 人	備 考
			備 考
7 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第82条の4第1項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した船員		うち投票者 人	備 考
			備 考
8 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第85条第3項において準用する同令第82条第7項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した者		うち投票者 人	備 考
			備 考
計			
9 投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者	拒絶理由	拒絶年月日	備 考
(氏 名)			
(氏 名)			
計			

何年何月何日調製

都（道府県）郡（市）（区）町（村）選挙管理委員会委員長

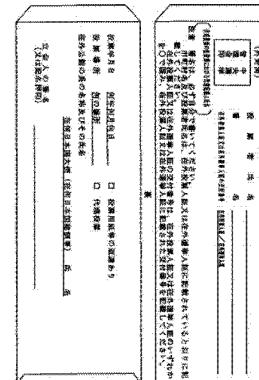
氏 名 印

備 考

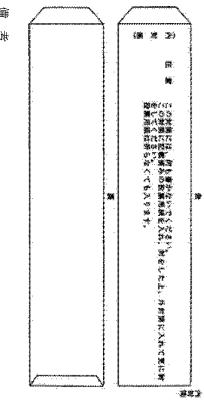
- 1 令第67条、第68条、第77条又は第81条の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者のうちに期日前投票所において法第63条の規定による仮投票を行った者がある場合には、その者の氏名を1の欄、2の欄、3の欄又は4の欄の「備考」欄に記載すること。
 2 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式（投票録の様式）その一の備考11に準ずる。

別記第五十七号様式（令第九十四条第一項の規定による在外投票用封筒の様式）（第五十七条関係）

別記第五十七号様式（令第九十四条第一項の規定による在外投票用封筒の様式）（第五十七条関係）



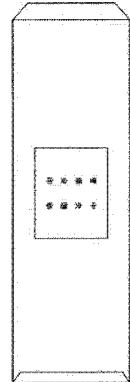
別記第五十八号様式（令第四一条第一項の規定による在外投票用封筒の様式）（第五十七条関係）



別記第五十八号様式（令第四一条第一項の規定による在外投票用封筒の様式）（第五十七条関係）

備考

1. 令第52条第1項から第3項までの規定を準用する令第95条第4項の感合においては、外投票の表題下段に代理記載人の氏名を記載しなければならない。
2. 在外公館の長は、令第95条第3項又は第4項の規定により投票をした者については、外投票の裏面の「代理投票」の□にレをつけなければならない。
3. 在外公館の長は、令第102条第1項の規定により読み替えて適用される第92条第2項（不在者投票の投票用紙等の送達）又は令第104条第2項（選舉等による在外投票の投票用紙等の送達）の規定より投票用紙等を送達した者については、令第46条第3項の規定により投票用紙等を交付する場合は、外投票の裏面の「投票用紙等の送達あり」の□にレをつけなければならない。
4. 中央選管管理の印は、刷込み式にすることができる。



別記第五十九号様式（令第九十四条第一項及び第一百一一条第一項の規定による投票用紙等請求書の様式）（第五十八条関係）

「別記第五十九号様式（令第九十四条第一項及び第一百一一条第一項の規定による投票用紙等請求書の様式）（第五十八条関係）」

その一（在外公館等における在外投票用の投票用紙等請求書）（第五十八条関係）

投票用紙等請求書

件名 （件名に記載する場合は、外務省の規定による「件名」として、外務省において提出されたものとみなされます。）	備考
--	----

中央選舉管理会の印は、刷込み式にすることができる。

氏名 （在外投票人証又は在外選舉人証の交付番号）	名 （在外投票人証・在外選舉人証）
-----------------------------	----------------------

何在外公館の長 あて

注 意

- 1 「年 月 日」には、投票用紙等請求する日を書いてください。
- 2 「氏名」欄には、在外投票人証又は在外選舉人証に記載されている氏名を正確に書いてください。
- 3 在外投票人証又は在外選舉人証を必ず提出し又は提示してください。
- 4 票券（所持していない場合は在外出投票用紙等請求書等）をあわせて提示してください。

やの11（選舉時以外は投票用紙等請求書）

投票用紙等請求書

（郵便等による在外投票）

日本国憲法の改正手続に関する法律第65条第1項第2号の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。
いたいので、同法施行第94条第1項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

年 月 日

（郵便等による在外投票）

投票用紙等請求書

（郵便等による在外投票）

日本国憲法の改正手続に関する法律第65条第1項第2号の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。
いたいので、同法施行第101条第1項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

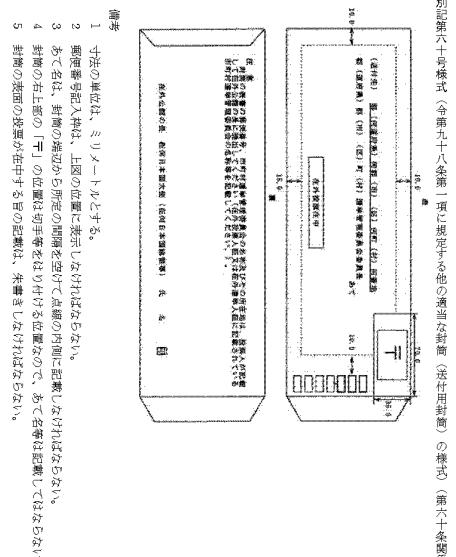
年 月 日

別記第六十号様式（令第九十八条第一項に規定する他の適当な封筒（送付用封筒）の様式）（第六十条関係）

氏 名	
署 名	
在外投票人証又は在外選挙人証の交付番号	
在外投票人証／在外選挙人証	
市区町村 選舉管理委員会委員長 あて	

注 意

- 「 年 月 日」には、投票用紙等を請求する日を書いてください。
- 「氏名」欄には、在外投票人証又は在外選挙人証に記載されている氏名を正確に書いてください。
- 「署名」欄は、必ず自分で書いてください（在外投票人名簿登録申請時又は在外選挙人名簿登録申請時の署名を書いてください）。
- 在外投票人証又は在外選挙人証を必ず記してください。
- 投票用紙等は、在外投票人証又は在外選挙人証の「住所以外の送付先」欄に記載がある場合は、当該「住所以外の送付先」欄に記載がない場合は、在外投票人証又は在外選挙人証又は在外選挙人証に記載されている住所又は住所以外の送付先が印刷又は在留届・要急通路先となる場合は、あらかじめ住所を管轄する在外投票人証又は在外選挙人証とともにあらかじめ住所を管轄する在外公館まで変更届出を行ってください。
- 投票用紙等の交付を要する場合は、在外投票人証又は在外選挙人証とともにあらかじめ住所を管轄する在外公館まで届けてください。
- 「 市区町村選舉管理委員会委員長」には、あなたが在外投票人証又は在外選挙人証を発行する市区町村選舉管理委員会委員長の名前を書いてください。



- 備考
- 寸法の單位は、ミリメートルとする。
 - 郵便番号入枠は、上図の位置に表示しなければならない。
 - あて名は、封筒の裏面から所定の範囲を空けて点線の右側に記載しなければならない。
 - 封筒の右上部の「〒」の位置は切手等を貼る位置なので、あて名等は記載してはならない。
 - 封筒の裏面の投票用紙が左側に記載される位置を空けて点線の左側に記載しなければならない。

別記第六十一号様式(在外公館等における在外投票に関する調書の様式)(第六十一条関係)

(二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類)

在外公館等における在外投票に関する調書

区分	人 数 等		備考
	投票用紙 枚	投票用封筒 組	
1 総務大臣から交付を受けた投票用紙及び投票用封筒 (イ)			
2 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第94条第1項の規定による申請により投票用紙及び投票用封筒を交付した者 (ロ)	人	うち投票者 人	
3 投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者		人	
4 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第104条第2項の規定により郵便等による在外投票の投票用紙及び投票用封筒を返還した者 (ハ)		人	
5 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第103条第1項の規定により読み替えて適用される同令第92条第2項の規定により不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を返還した者		人	
6 残余の投票用紙及び投票用封筒 (イーロ+ハ)	投票用紙 枚	投票用封筒 組	

何年何月何日調製

在外公館の長 在何日本国大使(在何日本国総領事) 氏名

印

備考

- 1 憲法改正案が二以上ある場合にあっては、憲法改正案の種類ごとに別葉に調製することとし、表左上に憲法改正案の種類を記載しなければならない。
- 2 表右上の記載については、在外公館等投票記載場所が在外公館以外の場合は、その名称(例：何総領事公邸、何出張駐在官事務所)を在外公館名の右欄に()書きで記載しなければならない。
- 3 「1 総務大臣から交付を受けた投票用紙及び投票用封筒」欄の「投票用紙」欄及び「投票用封筒」欄には、外務大臣を経由して(他の在外公館の長を経由する場合を含む。)交付を受けたものの数の計から、他の在外公館の長に送付したものとの数の計を引いた数を記載しなければならない。
- 4 外務大臣を経由して(他の在外公館の長を経由する場合を含む。)投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた場合又は他の在外公館の長に投票用紙及び投票用封筒を送付した場合は、その都度「1 総務大臣から交付を受けた投票用紙及び投票用封筒」欄の「備考」欄に交付を受けた又は送付した相手方の名称及びその数を記載しなければならない。
- 5 投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者がいる場合は、「3 投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者」欄の「備考」欄にその者の氏名を記載しなければならない。
- 6 投票用紙及び投票用封筒を返還した者がいる場合は、「4 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第104条第2項の規定により郵便等による在外投票の投票用紙及び投票用封筒を返還した者」欄又は「5 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第103条第1項の規定により読み替えて適用される同令第92条第2項の規定により不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を返還した者」欄の「備考」欄にその者の氏名を記載し、返還後、令第94条第1項の規定による申請により行った投票用紙及び投票用封筒の交付等については「2 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第94条第1項の規定による申請により投票用紙及び投票用封筒を交付した者」欄の「人數等」欄に記載しなければならない。
- 7 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式(投票録の様式)その一の備考11に準ずる。

附記第六十一回様式（在外投票に関する調書の様式）（第六十一条関係）

司設紙第十一回様式（在外投票に関する調書の様式）（第六十一条関係）		
在外投票に関する調書（二以上の憲法改正手続がある場合にあっては、憲法改正案の種類）		
1. 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第101号第2項の規定により投票用封筒及び投票用封筒の交付を受けた投票人で市町村の選舉管理委員会の委員長又は在外公館の長に投票用封筒及び投票用封筒を退避した者が、「(2)」欄にその者の氏名及びその氏名を記載しなければならない。	備考	
2. 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第101号第2項の規定により投票用封筒及び投票用封筒の交付を受けた投票人で市町村の選舉管理委員会の委員長に投票用封筒及び投票用封筒を退避した者が、「(2)」欄に記載しなければならない。	備考	
3. 10. 全員による単獨による投票用紙及び投票用封筒の交付した者	うち投票者	人
(①) 行令第11項の日本憲法の改正手續に関する法律施行令第101号第2項による投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた投票人で市町村の選舉管理委員会の委員長に投票用封筒及び投票用封筒の交付を受けた者が、「(2)」欄に記載しなければならぬ。	うち投票者	人
(②) 行令第11項の日本憲法の改正手續に関する法律施行令第101号第2項による投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた投票人で市町村の選舉管理委員会の委員長に投票用封筒及び投票用封筒の交付を受けた者が、「(2)」欄に記載しなければならぬ。	うち投票者	人
① うち市町村の選舉管理委員会の委員長に退避した者	人	
② うち市町村の選舉管理委員会の委員長に退避した者	人	
(氏名)		
合計		

同年何月何日開票
都（道府県）都（市）区（町）町（村）選舉管理委員会委員長 氏名 団

備考
 1. 日本国憲法の改正手續に関する法律施行令第101号第2項の規定により投票用封筒及び投票用封筒の交付を受けた投票人で市町村の選舉管理委員会の委員長又は在外公館の長に投票用封筒及び投票用封筒を退避した者が、「(2)」欄にその者の氏名及びその氏名を記載しなければならない。
 2. 日本国憲法の改正手續に関する法律施行令第101号第2項の規定により投票用封筒及び投票用封筒の交付を受けた投票人で市町村の選舉管理委員会の委員長に投票用封筒及び投票用封筒を退避した者が、「(2)」欄に記載しなければならぬ。
 票用紙及び投票用封筒の交付等について「2.(1)」欄に記載しなければならぬ。
 票用紙及び投票用封筒の交付等について「2.(1)」欄に記載しなければならぬ。

別記第六十三号様式（在外投票人の不在者投票に関する調書の様式）（第六十四条関係）

在外投票人の不在者投票に関する調書（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

1(1)　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第67条の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者	人	うち投票者 人	備　考
(2)　(1)のうち日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第103条第1項の規定により読み替えて適用される第92条第2項の規定により投票用紙及び投票用封筒を返還した者	人		
①　うち市町村の選挙管理委員会の委員長に返還した者	人		
(氏　名) (氏　名)			
②　うち在外公館の長に返還した者	人		
計		人	
2　投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者	拒絶理由	拒絶年月日	備　考
(氏　名) (氏　名)			
計			

何年何月何日調製

都（道府県）郡（市）（区）町（村）選挙管理委員会委員長 氏　名　印

備考

- 1 この様式には、在外投票人の不在者投票に係る概略を記載しなければならない。
- 2 令第67条の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者のうちに期日前投票所において法第63条の規定による仮投票を行った者がある場合には、その者の氏名を1(1)の欄の「備考」欄に記載すること。
- 3 令第67条の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた投票人で市町村の選挙管理委員会の委員長又は在外公館の長に投票用紙及び投票用封筒を返還した者がいる場合は、「1(2)」欄にその者の氏名及びその数を記載しなければならない。
- 4 令第101条第2項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた投票人で市町村の選挙管理委員会の委員長に投票用紙及び投票用封筒を返還した者が、返還後、令第67条の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた場合には、「1(1)」欄に記載しなければならない。
- 5 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式（投票録の様式）その一の備考11に準ずる。

別記第六十四号様式（指定在外投票区等における投票録の様式）（第六十五条関係）

別記第六十四号様式（指定在外投票区等における投票録の様式）（第六十五条関係）

その一
何年何月何日
執
国民投票所投票録（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

何投票区									
1 投票所開設場所	何市(区)役所(市町村役場)(何の場所)	年月日	場所	事由	告示年月日				
2 投票所の変更									
3 投票立会人	党派	氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻及び理由			
(1) 市区町村の選舉管理委員会の選任した者				午前何時 ～ 午後何時		午前(後) 何時何分 事由			
(2) 投票管理者の選任した者									
4 投票所開閉時間			午前何時開始	午後何時閉鎖					
5 投票箱、投票録及び投票人名簿に開票管理者に送致すべき投票立会人	党派	氏名							
6 投票の状況	投票人名簿登録者	投票当日有権者	投票者	投票所における投票者 (在外投票人に限る。)	投票総数	仮投票による投票者	不受理の件数	拒否の決定を受けた者の数	不受理の件数 (在外投票人に限る。)
(1) 投票用紙再交付者	(氏名)								
(2) 決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)								
(3) 不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)								
(4) 点字により投票をした者									
(5) 代理人投票	投票人		補助者						
(6) 投票所閉鎖の時刻までに投票管理者が受けた日本国憲法の改正手続に関する法律第61条の投票	投票総数	票内	受理と決定したもの 不受理と決定したもの 不受理又は拒否の決定を受けた者						
(7) 投票拒否の決定をした者	投票人氏名	拒否の事由	仮投票の有無						
8 在外投票人の投票の状況	在外投票人名簿登録者	投票当日有権者	投票者	投票者(イ+ロ+ハ)					
(1) 投票所閉鎖の時刻までに投票管理者が受けた日本国憲法の改正手続に関する法律第61条の投票	投票総数	票内	受理と決定したもの 不受理と決定したもの 不受理又は拒否の決定を受けた者						
(2) 投票所閉鎖の時刻までに投票管理者が受けた日本国憲法の改正手続に関する法律第62条の投票	投票総数	票内	受理と決定したもの 不受理と決定したもの 不受理又は拒否の決定を受けた者						
(3) 備考	投票所における投票者 (在外投票人に限る。)	不在者投票者 (在外投票人に限る。)		在外投票者					
8 投票所事務従事者	総数	何人	内	1 市区町村選舉管理委員会書記	何人				
				2 市区町村の職員	何人				
				3 その他	何人				

投票所閉鎖の時刻までに投票管理者が受けた日本国憲法の改正手続に関する法律第61条の投票	投票総数	票内	受理と決定したもの 不受理と決定したもの 不受理又は拒否の決定を受けた者	票 票
(1) 投票所閉鎖の時刻までに投票管理者が受けた日本国憲法の改正手続に関する法律第61条の投票	投票総数	票内	受理と決定したもの 不受理と決定したもの 不受理又は拒否の決定を受けた者	票 票
(2) 投票所閉鎖の時刻までに投票管理者が受けた日本国憲法の改正手続に関する法律第62条の投票	投票総数	票内	受理と決定したもの 不受理と決定したもの 不受理又は拒否の決定を受けた者	票 票
(3) 備考	投票所における投票者 (在外投票人に限る。)	不在者投票者 (在外投票人に限る。)	在外投票者	
8 投票所事務従事者	総数	何人	内	1 市区町村選舉管理委員会書記
				2 市区町村の職員
				3 その他

投票所閉鎖の時刻までに投票管理者が受けた日本国憲法の改正手続に関する法律第61条の投票	投票総数	票内	受理と決定したもの 不受理と決定したもの 不受理又は拒否の決定を受けた者	票 票
(1) 投票所閉鎖の時刻までに投票管理者が受けた日本国憲法の改正手続に関する法律第61条の投票	投票総数	票内	受理と決定したもの 不受理と決定したもの 不受理又は拒否の決定を受けた者	票 票
(2) 投票所閉鎖の時刻までに投票管理者が受けた日本国憲法の改正手続に関する法律第62条の投票	投票総数	票内	受理と決定したもの 不受理と決定したもの 不受理又は拒否の決定を受けた者	票 票
(3) 備考	投票所における投票者 (在外投票人に限る。)	不在者投票者 (在外投票人に限る。)	在外投票者	
8 投票所事務従事者	総数	何人	内	1 市区町村選舉管理委員会書記
				2 市区町村の職員
				3 その他

何年何月何日調製
投票管理者(職) 氏名
我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。
投票立会人 氏名
投票立会人 氏名
備考
 1 この様式は、投票所における投票録の様式である。
 2 指定開票区若しくは指定期間投票区である場合には日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則第53条第3項の規定により市町村の選舉管理委員会が指定する投票所となった場合には、その旨を「投票所」に記載しなければならない。
 3 投票人の氏名のみの記載では投票人を確認することが困難である場合は、住所等を記載して確認することができるようすること。
 4 「投票當日有権者」には、期日前投票を行った者のうち国民投票の期日までの間に国民投票の投票権を有しなくなったものも含まれるものであること。
 5 「6 投票の状況欄」は、在外投票人以外の投票人の投票の状況を記載しなければならない。
 6 「6 投票の状況欄」の「投票者」欄は、投票所における投票者の総数・不在者投票者の総数の計を記載しなければならない。
 7 「7 在外投票人の投票の状況欄」は、在外投票人の投票の状況を記載しなければならない。
 8 「7 在外投票人の投票の状況欄」の「投票者」欄は、投票所における投票者の総数・不在者投票者の総数及び在外投票者の総数の計を記載しなければならない。
 9 在外投票人について、指定在外投票区の投票所において、投票用紙再交付者、決定書又は判決書により投票をした者、不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票所に持参した者、郵便等による在外投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、点字により投票をした者、代理投票をした者は投票拒否の決定をした者があるときは、「7(3)備考欄」に、「6(5)欄」又は「6(7)欄」の記載方法に準じて記載をしなければならない。
 10 「立会時間欄」には、投票立会人を交換することとしている場合において選ばれた際の立会時間を記載すること。
 11 投票立会人を交換した場合は、引継ぎに係る書類を添付しなければならない。
 12 署名をする投票立会人は、投票所の閉鎖時に於いて選ばれていた投票立会人とする。
 13 指定開票投票区である場合は、「投票の状況欄」の「不在者投票者」欄及び「6(6)欄」欄に斜線を引かなければならぬ。ただし、確定投票が行われた該当投票区に属する投票人がした日本国憲法の改正手続に関する法律第61条の規定による投票の送致を受けた場合又は日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則第53条第3項の規定により市町村の選舉管理委員会が指定する投票区となった場合は、この限りでない。
 14 法第69条ただし書に規定するときには、「5 投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人欄」には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。
 15 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式（投票録の様式）その一の備考11に準ずる。

その二
何年何月何日行
国民投票共通投票所投票録（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

1 共通投票所開設場所		年	月	日	場所	事由	告示	年	月	日
2 共通投票所の変更										
3 投票立会人		党派	氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻及び理由			
(1) 市区町村の選挙管理委員会の選任した者					午前何時～午後何時		午前(後)	何時何分何々		
(2) 投票管理者の選任した者					(参会時刻)					
4 共通投票所開閉時刻					午前何時開始	午後何時閉鎖				
5 投票箱及び投票人名簿を開票管理者に送付すべき投票立会人		党派	氏名							
6 投票の状況		投票者					仮投票による投票者			
(1) 投票用紙再交付者		(男)								
		(女)								
		(計)								
(2) 決定書又は判決書により投票をした者							(再交付の事由)			
		(氏名)								
(3) 不在投票の用紙及び封筒										
		(氏名)								
(4) 点字により投票をした者										
(5) 代理投票		投票人					補助者			
		(氏名)					(氏名)			
7 在外投票人の投票の状況		投票人					拒否	事由	仮投票の有無	
(1) 投票の状況		投票人					投票人			
		(氏名)					(氏名)			
(2) 在外投票人の投票の状況										
(3) 在外投票の用紙及び封筒										
(4) 点字により投票をした者										
(5) 代理投票		投票人					補助者			
8 共通投票所事務従事者		投票人					(氏名)			
9 何年何月何日調製		内					1 市区町村選挙管理委員会書記			
		総数	何人				2 市区町村の職員			
							3 その他の者			
10 我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。										
投票管理者（職） 氏名										
投票立会人 氏名										
投票立会人 氏名										

備考
1 この様式は、共通投票所における投票録の様式である。

2 投票人の氏名のみの記載では、投票人を確認することができ難い場合においては、住所等を記載して確認することができるようになります。

3 「立会時間」欄には、投票立会人を交渉することとしている場合において選任の際立ち合うこととされた時間又は投票立会人が説明をした場合にその投票立会人が実際に立会合った時間を記載すること。

4 「6 投票の状況」欄は、在外投票人の投票の状況を記載しなければならない。

5 「7 在外投票人の投票の状況」欄は、在外投票人の投票の状況を記載しなければならない。

6 在外投票の用紙及び封筒を返還して投票立会人に交付する者、決定書又は判決書により投票をした者又は投票立会人に交付した者、代理投票をした者又は投票立会人に交付して投票立会人に記載した者、点字により投票をした者、不在投票の用紙及び封筒を返還して投票立会人に交付する者、決定書又は判決書により投票をした者、不在投票の用紙及び封筒を返還して投票立会人に交付する者、新規等により在外投票の用紙及び封筒を返還して投票立会人に記載した者又は投票立会人に交付して投票立会人に記載した者、代理投票をした者又は投票立会人に記載した者は、「7 在外投票人の投票の状況」欄の記載をしなければならない。

7 投票立会人を交渉した場合には、引渡すまでの記載方法にて、記載をしなければならない。

8 署名をする投票立会人は、投票立会人を記載する場合は、必ず署名をして下さい。投票立会人として記載する場合は、署名をしない場合は、投票立会人として記載する。

9 法第69条ただし書に規定するところにあっては、「5 投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。

10 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式（投票録の様式）その一の備考11に準ずる。

その三
何年何月何日行
国民投票期日前投票所投票録（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

1 期日前投票場所開設場所		年	月	日	何年何月何日					
2 期日前投票所の設置期間		何年	月	日	何年何月何日から何年何月何日まで					
3 投票立会人		党派	氏名	選任年月日	立会時間					
(1) 市区町村の選挙管理委員会の選任した者					午前何時～午後何時					
(2) 投票管理者の選任した者										
4 期日前投票所開閉時刻		午前何時開始	午後何時閉鎖	投票者		仮投票による投票者				
5 投票の状況		(男)								
		(女)								
		(計)								
(1) 投票用紙再交付者							(再交付の事由)			
		(氏名)								
(2) 決定書又は判決書により投票をした者										
(3) 不在投票の用紙及び封筒										
(4) 点字により投票をした者										
(5) 代理投票		投票人					補助者			
6 在外投票人の投票の状況		(氏名)					(氏名)			
7 期日前投票所事務従事者		内					1 市区町村選挙管理委員会書記			
8 何年何月何日調製		内					2 市区町村の職員			
9 何年何月何日調製		内					3 その他の者			
10 我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。										
投票管理者（職） 氏名										
投票立会人 氏名										
投票立会人 氏名										

備考
1 この様式は、期日前投票所における投票録の様式である。

2 投票人の氏名のみの記載では、投票人を確認することができ難い場合においては、住所等を記載して確認することができるようになります。

3 「立会時間」欄には、投票立会人を交渉することとしている場合において選任の際立ち合うこととされた時間又は投票立会人が説明をした場合にその投票立会人が実際に立会合った時間を記載すること。

4 「6 投票の状況」欄は、在外投票人の投票の状況を記載しなければならない。

5 「7 在外投票人の投票の状況」欄は、在外投票人の投票の状況を記載しなければならない。

6 在外投票の用紙及び封筒を返還して投票立会人に交付する者、決定書又は判決書により投票をした者又は投票立会人に交付して投票立会人に記載した者、代理投票をした者又は投票立会人に交付して投票立会人に記載した者は、「7 在外投票人の投票の状況」欄の記載をしなければならない。

7 投票立会人を交渉した場合には、引渡すまでの記載方法にて、記載をしなければならない。

8 署名をする投票立会人は、期日前投票所の閉鎖時ににおいて選任されている投票立会人とする。

9 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式（投票録の様式）その一の備考11に準ずる。

同記第六十号様式（立会人となるべき者の届出書の様式）（第六十六条関係）（昭和十六年四月一日施行）

同記第六十号様式（立会人となるべき者の届出書）
開票（国民投票会、国民投票分会）立会人となるべき者の届出書
立会人となるべき者

住所 姓（何道府県）何郡（市）何町（村）字何（町）何番地
氏名 何年何月何日生

何年何月何日執行 国民投票（憲法改正案の選挙）
立会人としてべき開票区（国民投票会、何国民投票分会）何開票区（国民投票会、何国民投票分会）

右のとおり本人の真跡を擧て届出をします。
何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

代表者 氏 名

選舉管理委員会委員長（国民投票長、国民投票分会長） 氏 名あて
備考 政党その他の政治団体の代表者が本人が届け出る場合においては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合においては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者が本人の署名で他の措置がある場合は、この限りではない。

同記第六十号様式（立会人となるひとの承認書の様式）（第六十六条関係）（昭和十六年四月一日施行）

同記第六十号様式（立会人となるひとの承認書）
立会人としてるべき開票区（国民投票会、国民投票分会）立会人となるひとの承認書
立会人としてるべき者

姓（何道府県）何郡（市）何町（村）字何（町）何番地
氏名 何年何月何日生

何年何月何日執行 国民投票（憲法改正案の選挙）
立会人としてべき開票区（国民投票会、何国民投票分会）何開票区（国民投票会、何国民投票分会）

右のとおり本人の真跡を擧て届出をします。
何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

代表者 氏 名あて

選舉管理委員会委員長（国民投票長、国民投票分会長） 氏 名あて
備考 政党その他の政治団体の代表者が本人が届け出る場合においては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合においては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者が本人の署名で他の措置がある場合は、この限りではない。

別記第六十七号様式(開票録の様式)(第六十七条関係)

何年何月何日

執 行

国民投票開票録(二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類)

何開票区

1 開票所開設場所	何市(区)役所 (何町村役場) (何の場所)			
2 開票立会人	党 派	氏 名	参会又は選任時刻	辞職の時刻及び事由
(1)届出による者				午前(後)何時何分 事由何々
(2)市区町村の選挙管理委員会の選任した者				
(3)開票管理者の選任した者				
3 開票所開閉時刻	何年何月何日午前(後)何時何分開始 何年何月何日午前(後)何時何分閉鎖			
4 拒否の決定等を受けた投票	受理		不受理	
5 開票の結果				
(1)投票の内訳	合計(投票総数と無効投票を合計した数)	投票総数(賛成票と反対票を合計した数)	無効投票 無効投票率 %	

(2)点字投票以外の投票	(2)点字投票以外の投票	所定の用紙を用いないもの	○の記号以外の事項を記載したもの	○の記号を自書しないもの	賛成の文字を囲んだ○の記号及び反対の文字を囲んだ○の記号とともに記載したもの
		賛成の文字又は反対の文字のいずれを囲んで○の記号を記載したかを確認し難いもの		白紙投票	
	点字投票	所定の用紙を用いないもの	賛成の文字又は反対の文字のほか、他事を記載したもの	賛成の文字又は反対の文字を自書しないもの	賛成の文字及び反対の文字をともに記載したもの
		賛成の文字又は反対の文字のいずれを記載したかを確認し難いもの	白紙投票	単に雑事を記載したもの	単に記号、符号を記載したもの
	(3)点字投票				票
	(4)賛成及び反対の得票数	賛	成	反	対
			票		票
6 開票事務従事者	総数	何人	内	1 市区町村選挙管理委員会書記 2 市区町村の職員 3 その他の者	何人 何人 何人

何年何月何日調製

開票管理者(職) 氏名

我々は、この開票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

開票立会人	氏 名
開票立会人	氏 名
開票立会人	氏 名

備考

この様式に掲げる事項のほか、開票管理者において、開票に関し緊要と認める事項があるときは、これを記載しなければならない。この場合においては、補助用紙を使用することができる。

別記第六十八号様式(国民投票録の様式) (第六十七条関係)

何年何月何日

執 行

国民投票録(二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類)

1 国民投票会開設場所	何の場所			
2 国民投票会立会人	党 派	氏 名	参会又は選任時刻	辞職の時刻及び事由
(1) 届出による者				午前(後)何時何分 事由 何々
(2) 国民投票長の選任した者				
3 国民投票会開閉時刻	何年何月何日午前(後)何時何分開会 何年何月何日午前(後)何時何分閉会			
4 国民投票の結果				
(1) 投票の内訳	合計(投票総数と無効投票を合計した数)	投票総数(賛成票と反対票を合計した数)	無効投票	%
(2) 無効投票の内訳	白紙投票	その他		
(3) 賛成及び反対の得票数	賛 成	反 対		
	票	票		
5 国民投票会事務従事者	総数 何人 内	1 総務省の職員 2 その他の者	何人	何人

何年何月何日調製

国民投票長(職) 氏名

我々は、この国民投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

国民投票会立会人 氏名

国民投票会立会人 氏名

国民投票会立会人 氏名

備考

- 1 国民投票分会録は、この様式に準じて国民投票分会长が調製するものとする。
 - 2 この様式に掲げる事項のほか、国民投票長において、国民投票会に關し緊要と認める事項があるときは、これを記載しなければならない。
この場合においては、補助用紙を使用することができる。
-